

鹿嶋市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 12 月

平成 30 年 8 月 一部改訂

令和 4 年 3 月 一部改訂



鹿嶋市公共施設等総合管理計画

目 次

第1章	はじめに	1
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	対象範囲	4
4	計画期間	5
第2章	本市の現状と課題認識	6
1	人口の推移	6
(1)	総人口の推移	6
(2)	年齢別人口の将来見通し	7
2	財政の状況	9
(1)	歳入・歳出の状況	9
(2)	投資的経費の推移	11
3	公共施設等の総量把握	13
(1)	公共施設等の総量一覧	13
(2)	公共建築物の総量把握	13
(3)	インフラ施設の総量把握	16
(4)	過去に行った対策の実績	21
(5)	有形固定資産減価償却率の推移	21
4	公共施設等の更新費の将来見通し	22
(1)	将来の更新費用の推計方法	22
(2)	公共建築物の更新費の見通し	23
(3)	インフラ施設の更新費の見通し	24
5	公共施設等の将来経費と課題認識	30
(1)	公共施設等の更新費の全体の見通し	30
(2)	公共施設等の現状と課題認識	32
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針	33
1	基本的な管理の考え方	33
(1)	3つの視点と総合的な管理の考え方	33
(2)	ライフサイクルと計画的な管理の考え方	34
2	公共施設等の管理に関する基本方針	35
(1)	保全に関する基本方針	35

(2) 利活用・再編に関する基本方針	36
(3) 広域連携に関する基本方針	38
第4章 計画の推進に向けて	39
1 全庁的に連携した取組み体制の確立	39
2 公共施設等の情報一元管理と総合管理への活用	39
3 管理の行動計画の具体化と目標設定及び改定	39
4 今後の個別施設計画の策定と横断的な取組み	39

第1章 はじめに

1 背景と目的

本市では、人口の増加や行政需要の拡大などを背景に、昭和40年代から50年代に学校や公民館の建設等、多くの公共施設を整備してきました。これらの公共施設は、年月の経過に伴い、経年劣化や耐震性能不足等がみられ、今後、維持管理していくうえで、大きな財政負担が生じることが予想されます。

このことから、橋梁や公園等の各所管課では、今までの「対症療法的管理」から「予防保全的管理」に転換するため、個別施設の点検や修繕・更新等の対策を計画的に進めるための長寿命化計画を策定しています。

これらを踏まえ、市の所管する公共施設等を対象に、複合化によるサービス向上、財政負担の平準化等に資するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を方向づける「鹿嶋市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

【計画の目的】

- ① 事後の対処から予防保全型の管理への転換
予防保全型の管理により、安全・安心な公共施設の状態を保持し、劣化進行による市民への影響を抑制します。
- ② 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化
投資的経費の推移を把握し、充当可能な財源の中で、公共施設等の更新が増加し集中する時期を見通し、世代間で公平な経費の負担を平準化します。
- ③ 公共施設等の更新と長寿命化の計画的な推進
公共施設等の総量を把握したうえで、将来の更新費用を算定し、施設の長寿命化や集約・複合化等の対策を計画的に行う方針を策定します。

【期待される効果】

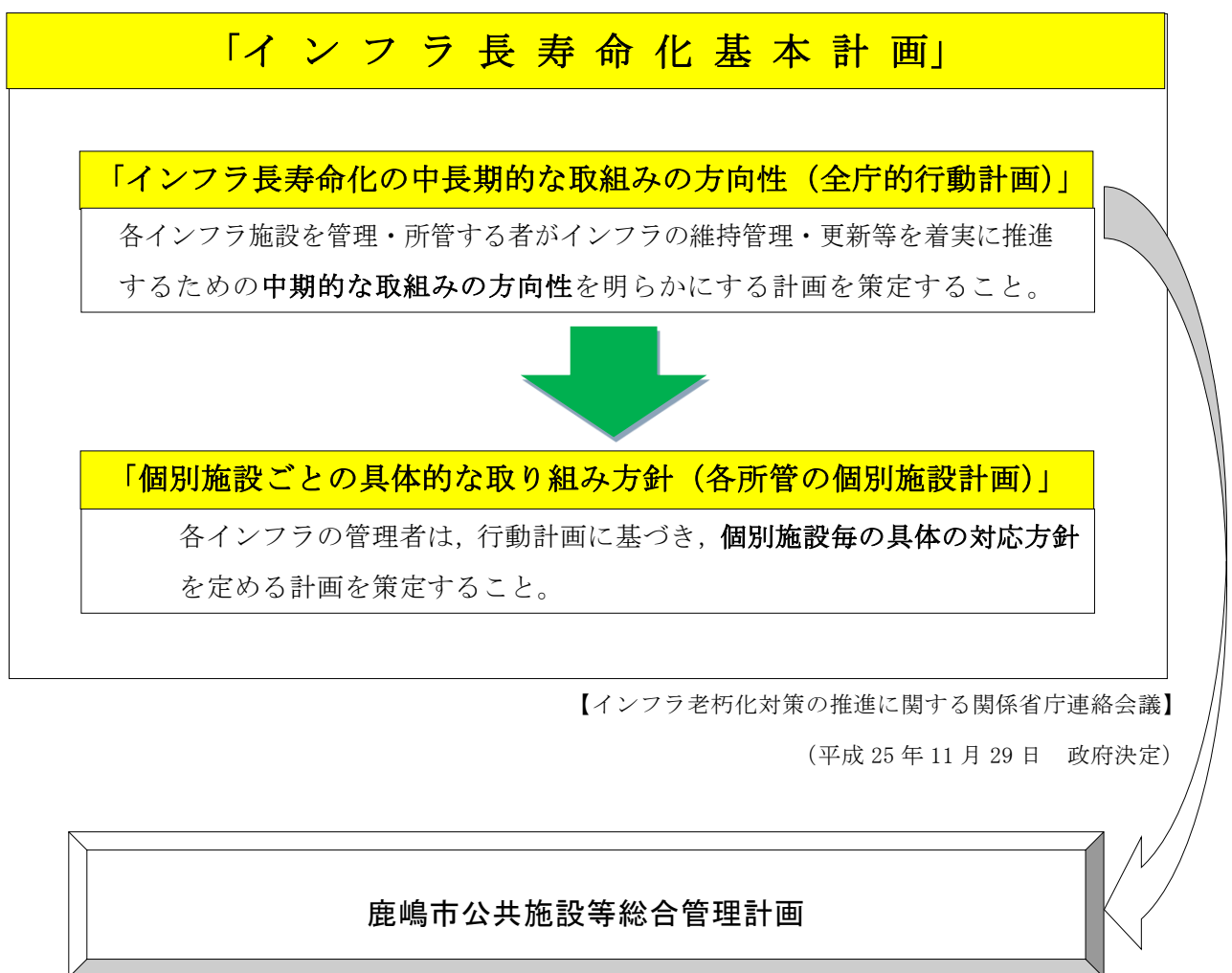
- ① 総合的かつ計画的な管理を行うことにより、施設の長寿命化とともに、投資的経費に関する財政負担の平準化を図ることができます。
- ② 公共施設の集約・複合化等を行うことにより、大規模改修や更新費に関するトータルコストの縮減を図ることができます。
- ③ 予防保全型の管理に移行することにより、定期的な点検と適切な改修・更新等を通じて、老朽化に伴う利用者（第三者）の被害が予防・抑制されます。

2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が政府決定されました。本計画は、本市におけるインフラ長寿命化の全庁的な行動計画を策定するものです。

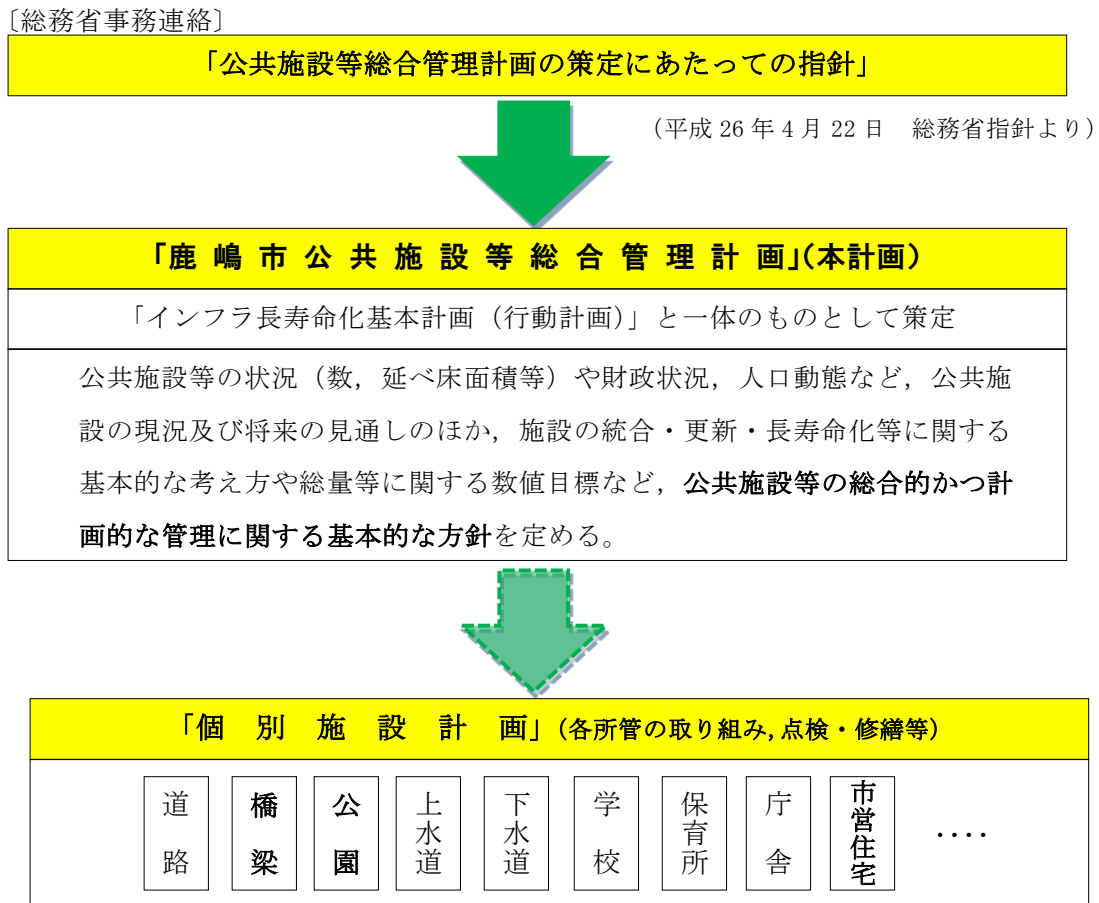
平成 26 年 4 月 22 日には、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、先のインフラ長寿命化の行動計画と一体のものとして、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。本計画は、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるため、「鹿嶋市公共施設等総合管理計画」の策定を行うものです。(図 1-1)

■図 1-1 上位計画と本計画の位置づけ



「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」とは、過去に建設された大量の公共施設等において、更新時期の集中に備え、施設の再編・利活用と財政負担の平準化を図るため、地方公共団体に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請するものです。（図 1-2）

■図 1-2 総務省の指針と公共施設等総合管理計画



3 対象範囲

本計画は、30年先の人口と財源を見据え、全庁的な取組み体制により、総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定するものです。そこで対象となる本市が所有・管理する公共建築物とインフラ施設は、次のとおりです。

【対象とする公共施設等】

●市が所有・管理する**公共建築物** 106 施設, 305 棟

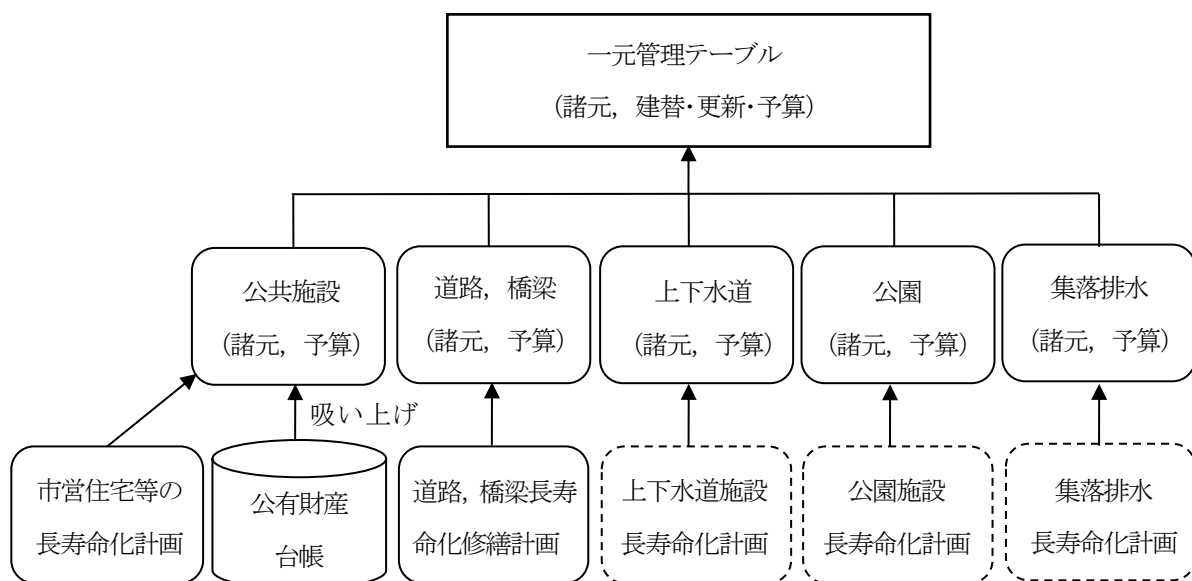
●**インフラ施設**

- 道路
- 橋梁
- 上水道施設（上水処理施設, 管路）
- 下水道施設（下水処理施設, 下水道管渠）
- 公園施設
- 農業集落排水施設

※ただし、国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成26年5月）を参考に、次の施設を除く。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設、例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設）
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（例えば機側操作盤、無線通信機器）
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設等、本計画の趣旨に合わない施設を除く。

■図 1-3 所管分野と対象範囲



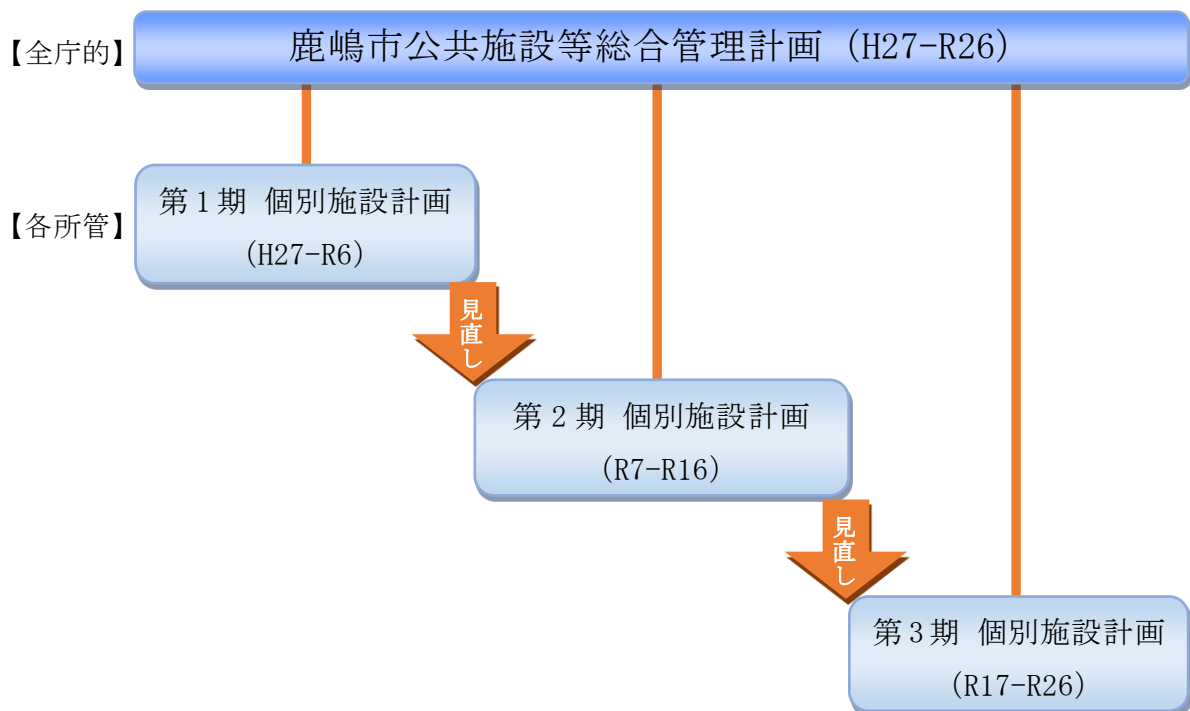
(※) 点線は既定の計画がないものを表し、実線は既定の計画を有することを表す。

4 計画期間

総務省の指針において、将来人口の見通しとして30年先を見据え、公共施設等総合管理計画を策定するものとされています。本市において、将来発生するであろう、公共建築物とインフラ施設の大規模改修と更新費を試算すると、今後15年から30年先にピークを迎える見込みとなります。

総務省の指針に整合した長期的な視野を持ちながら、本市で投資的経費の財政負担が大きくなる大規模な更新時期に備えるため、本計画の期間を平成27年度から令和26年度までの30年間とします。この期間を、3つの推進期間に分割し、10年ごとのローリングを通じて全庁的に計画内容を見直し、継続的にインフラ長寿命化の取り組みを推進します。（図1-4）

■図1-4 本計画の期間と各所管による個別施設計画の見直しイメージ



第2章 本市の現状と課題認識

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

本市の人口は、国勢調査によると、平成12年は62,287人、平成17年に64,435人、平成22年に66,093人と、この10年間で、毎年3%程度の増加傾向にありました。その後は、鹿嶋市人口ビジョンの推計値より、平成27年に至るまで66,402人で推移しており、総人口は横ばいの状態にあります。今後、鹿嶋市人口ビジョンの推計値より、本市の人口は減少傾向にあります。（図2-1）

●人口データ

- ・実績値（国勢調査より）

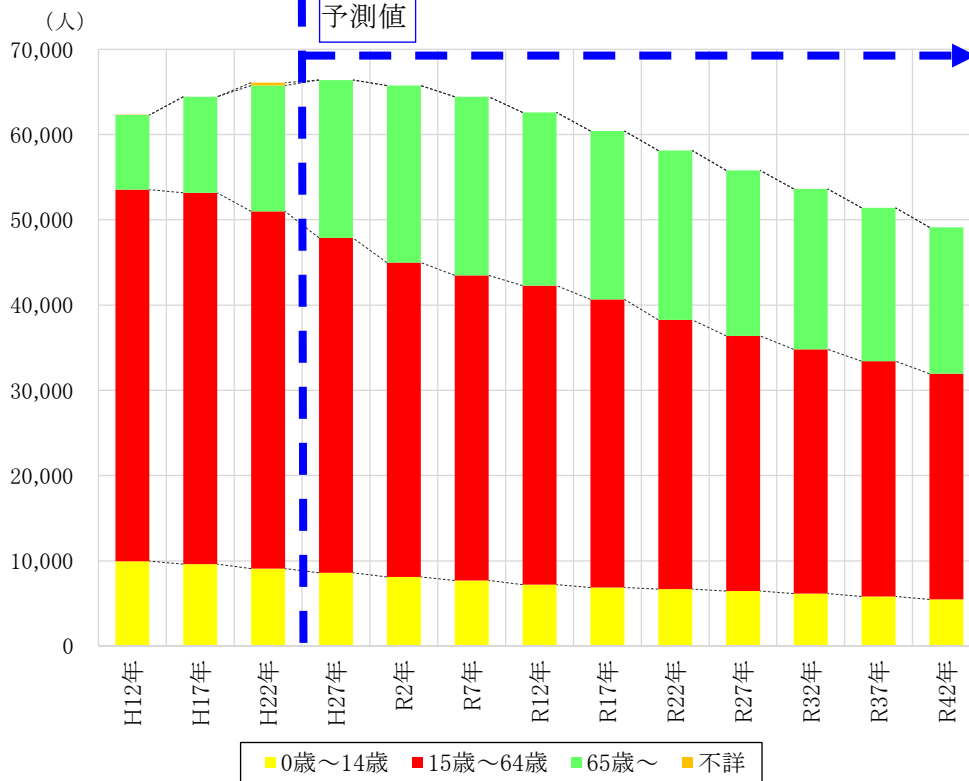
平成12年，平成17年，平成22年

- ・将来推計人口（鹿嶋市人口ビジョンに基づく人口予測より）

平成27年，令和2年，令和7年，令和12年，令和17年，令和22年

令和27年，令和32年，令和37年，令和42年

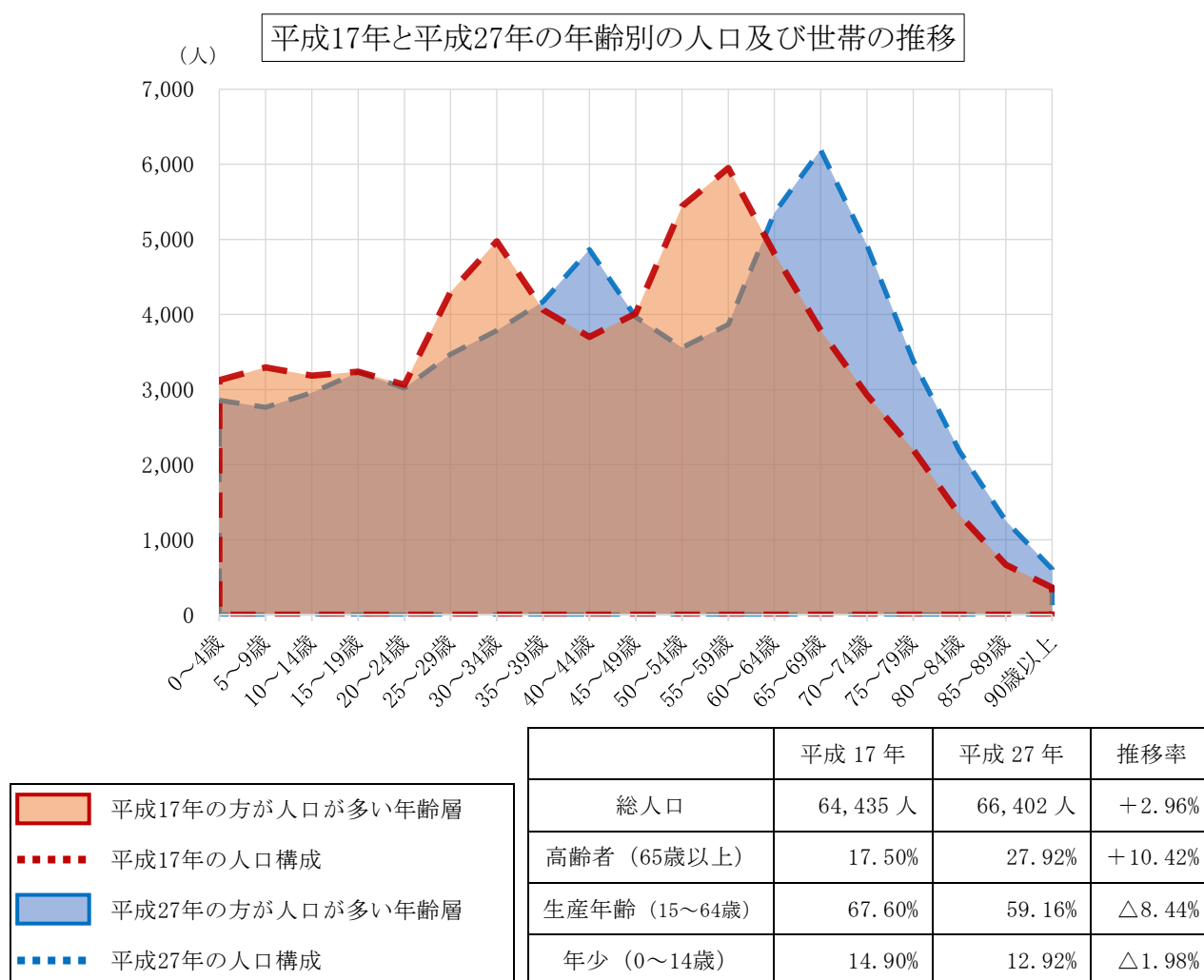
■ 図 2-1 人口の推移と予想



(2) 年齢別人口の将来見通し

鹿嶋市人口ビジョンの推計値によると、本市の人口は、10年後の令和7年には、推計で64,449人に減少し、平成27年と比較して高齢者人口が27.92%から32.51%まで増加し（+4.59%）、生産年齢人口が59.16%から55.55%まで減少する（△3.61%）見込みです。また、鹿嶋市人口ビジョンの推進により、少子化に歯止めをかけて、15歳未満の人口は0.98%の減少にとどまる見込みです。（図2-2-1、次ページ図2-2-2）

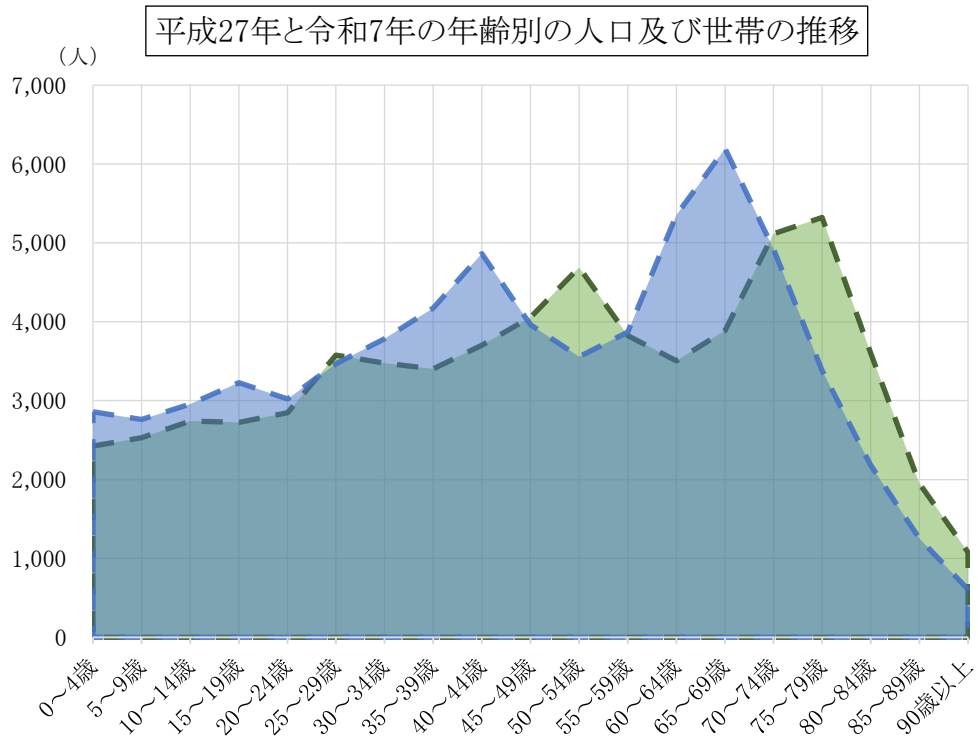
■図2-2-1 年齢別の人口及び世帯の推移



資料：※平成17年は、実績値：国勢調査人口

資料：※平成27年は、鹿嶋市人口ビジョンに基づく人口予測

■ 図2-2-2 年齢別の人口及び世帯の推移



	平成 27 年	令和 7 年	推移率
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: #4a86e8; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 平成27年の方が人口が多い年齢層 </div>			
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; border-top: 2px dashed #000; margin-right: 5px;"></div> 平成27年の人口構成 </div>			
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: #76b82a; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 令和7年の方が人口が多い年齢層 </div>			
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; border-top: 2px dashed #000; margin-right: 5px;"></div> 令和7年の人口構成 </div>			
総人口	66,402 人	64,449 人	△3.03%
高齢者（65歳以上）	27.92%	32.51%	+4.59%
生産年齢（15～64歳）	59.16%	55.55%	△3.61%
年少（0～14歳）	12.92%	11.94%	△0.98%

資料：※平成27年と令和7年は、鹿嶋市人口ビジョンに基づく人口予測

2 財政の状況

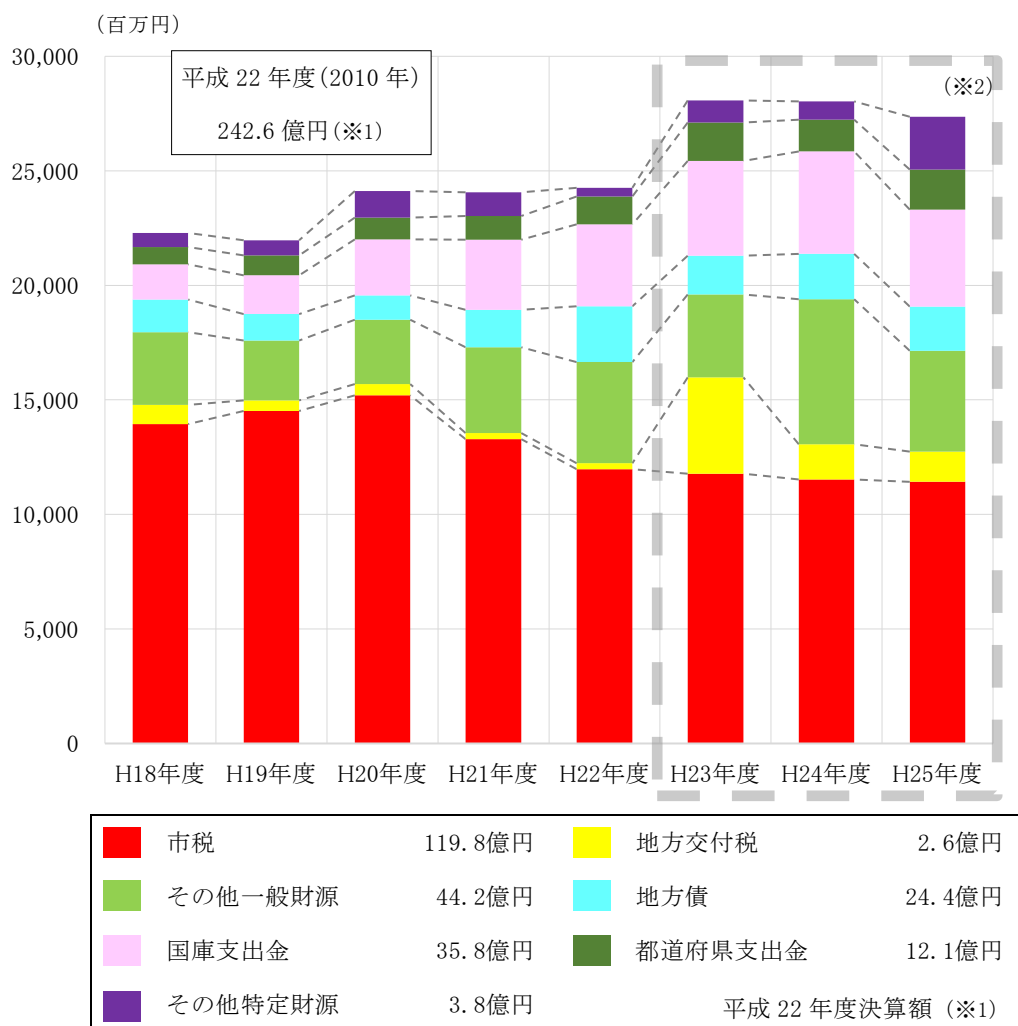
(1) 歳入・歳出の状況

歳入は、その根幹をなす市税が、平成20年度から減少傾向にあります。リーマンショック等の景気停滞により、法人税収が減少したことが影響しています。震災復旧事業に伴い、平成23年度から平成25年度に歳入が一時的に増大しています。以下では、震災前の直近年次である平成22年度の内訳に着目します。平成22年度における歳入は242.6億円で、そのうち、市税は119.8億円となっています。

一方、歳出は、平成20年度以後増加基調が続いています。平成22年度における歳出は228.5億円で、このうち、人件費は毎年、縮減しており、経費節減に努めています。また、投資的経費は、平成22年度において前年度比、約12%増加し、36.0億円となっています。

今後、生産年齢人口が減少し高齢者人口が増加することで、歳入減少、歳出増加が予測されることから、さらなる歳出の抑制が求められます。(図2-3、図2-4)

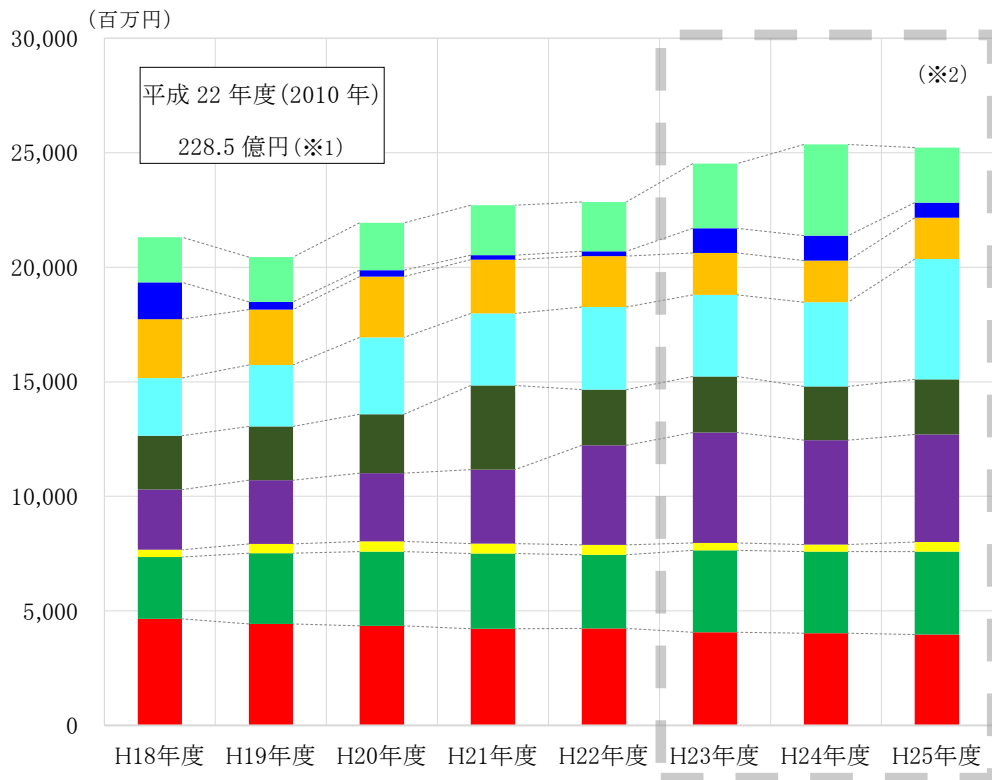
■ 図2-3 歳入の推移



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む

(※2) 点線枠内(H23年度～H25年度)は東日本大震災の災害復旧費を含む

■ 図2-4 歳出の推移



■ 人件費	42.3億円	■ 物件費	32.2億円
■ 維持補修費	4.3億円	■ 扶助費	43.4億円
■ 補助費等	24.4億円	■ 投資的経費	36.0億円
■ 公債費	22.2億円	■ 積立金, 投資及び出資金, 貸付金	2.1億円
■ 繰出金	21.4億円		
平成 22 年度決算額 (※1)			

(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.2の誤差を含む

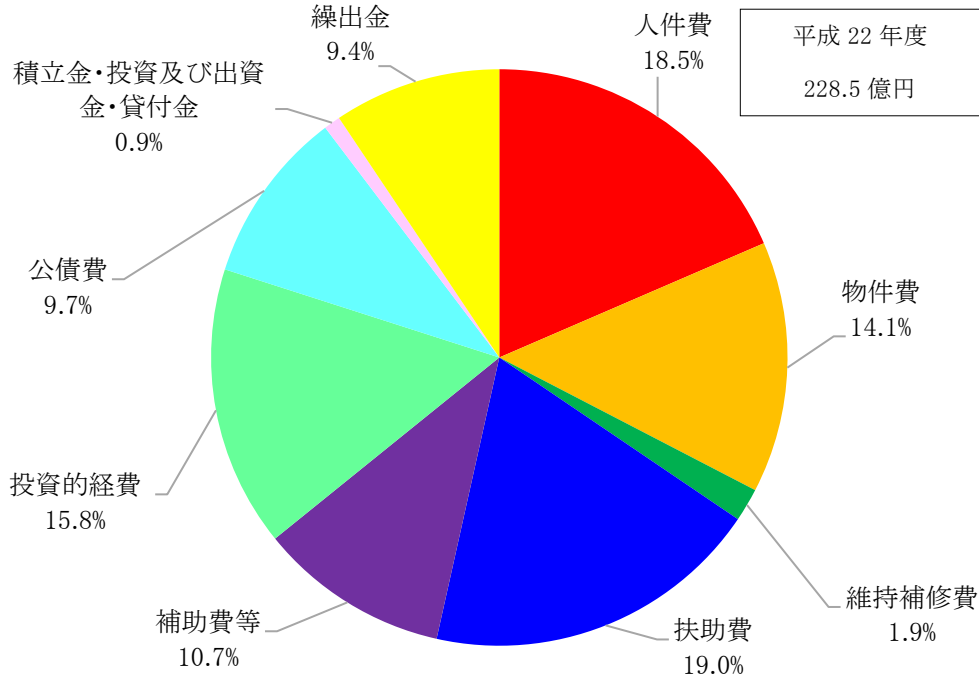
(※2) 点線枠内 (H23年度～H25年度) は東日本大震災の災害復旧費を含む

(2) 投資的経費の推移

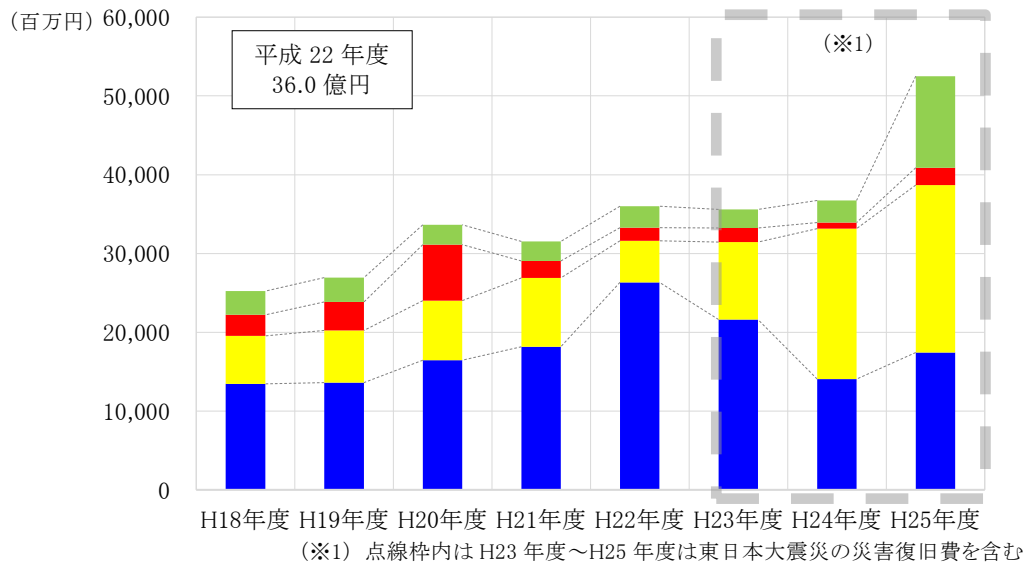
平成 22 年度における歳出の内訳は、多い順に、扶助費 19.0%、人件費 18.5%、投資的経費 15.8%、物件費 14.1%、補助費等 10.7%等となっています。

このなかで、平成 22 年度における投資的経費 36.0 億円の内訳は、道路及び橋梁 5.3 億円、公共施設 26.3 億円、用地取得 1.7 億円、その他 2.7 億円となっています。（図 2-5、図 2-6）

■ 図2-5 歳出決算額の性質別内訳（平成22年度）



■ 図2-6 投資的経費の推移と内訳（普通会計）

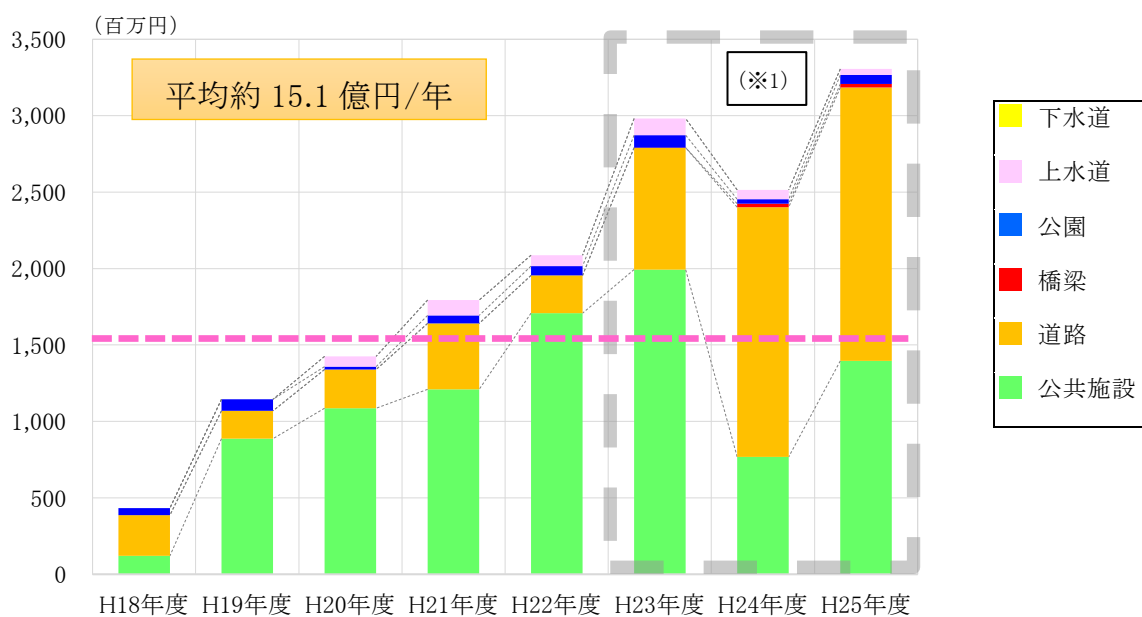


公共施設に係る投資的経費	26.3億円	道路及び橋梁に係る投資的経費	5.3億円
公共施設、道路及び橋梁に係る用地取得費	1.7億円	その他	2.7億円
平成 22 年度決算額			

将来の公共施設等の更新費用に充当可能な投資的経費の目安となる、本市所有の公共施設等の「既存更新分」に関する投資的経費の平均値は、東日本大震災に伴う平成23～25年度の復旧期間（以下、「震災復旧期間」という。）を除いて、平成18～22年度において約15.1億円となっています。

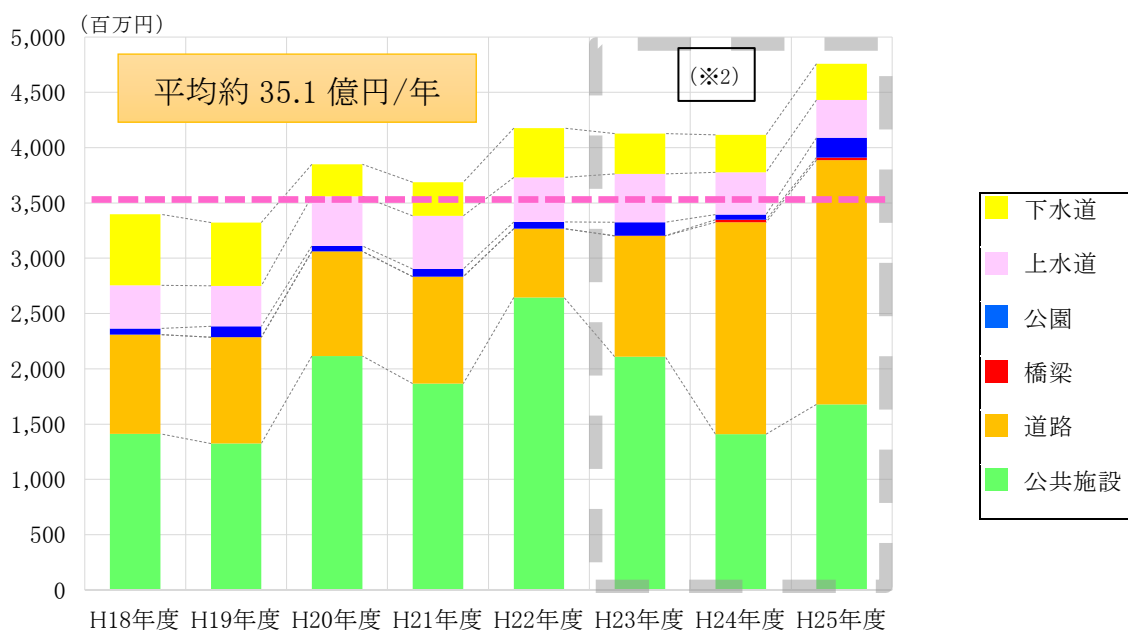
また、更新費用の他に、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費の平均値は、震災復旧期間を除いて、平成18～22年度において約35.1億円となっています。（図2-7-1，図2-7-2）

■ 図2-7-1 「既存更新分」のみの投資的経費



(※1) 点線枠内(H23年度～H25年度)は東日本大震災の災害復旧費を含む

■ 図 2-7-2 「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費



(※2) 点線枠内(H23年度～H25年度)は東日本大震災の災害復旧費を含む

3 公共施設等の総量把握

(1) 公共施設等の総量一覧

本市が所有・管理する公共施設等の総量を一覧表に示します。

■表 2-1 対象施設の総量一覧表

施設名	数量	単位	備考
公共建築物	106	施設	305 棟, 約 217,660 m ²
道路	898,504	m	4,948,464 m ²
橋梁	96	橋	15,634 m ²
上水道	558,699	m	344,552m (鹿島区分) 214,147m (大野区分)
下水道	282,960	m	(2011年度は震災復旧工事を除く)
公園	95	箇所	斜面緑地も含む
農業集落排水	19,545	m	-

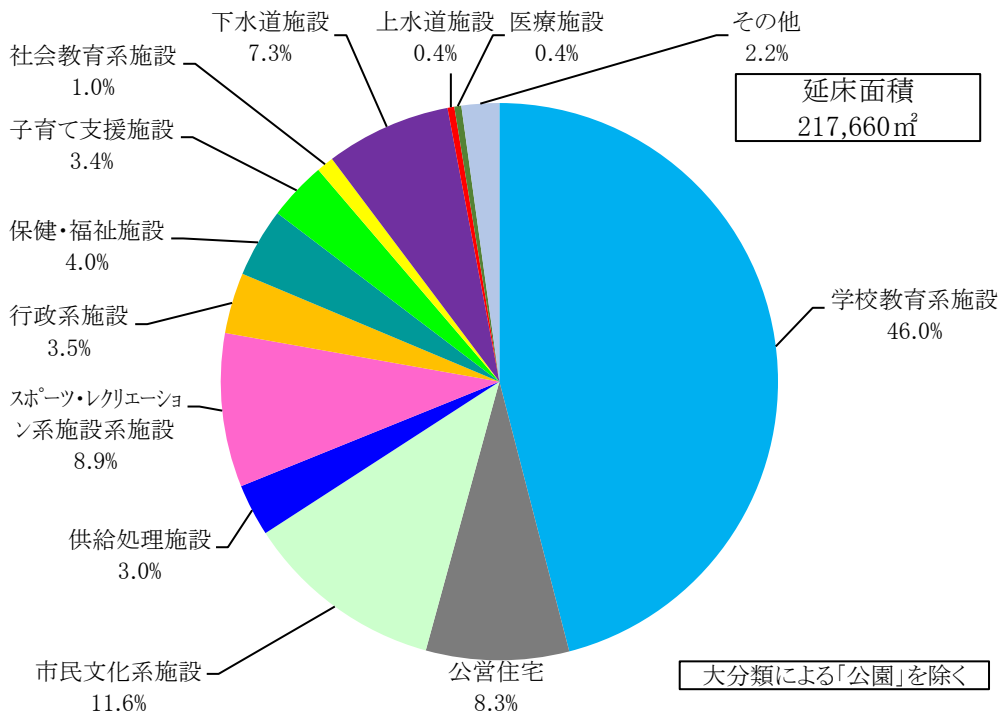
資料:鹿嶋市の実績データより算出

(2) 公共建築物の総量把握

① 公共建築物の種類内訳

本市の公共建築物の数は、平成26年度末現在で106施設となっており、棟別では305棟、延べ床面積の合計は217,660m²となります。主な内訳は、学校教育系施設が46.0%、市民文化系施設が11.6%、スポーツ・レクリエーション系施設が8.9%、公営住宅が8.3%、下水道施設7.3%となっています。(図2-8)

■図 2-8 公共建築物の延床面積の内訳 (総務省の大分類)



② 公共建築物の経緯と延床面積

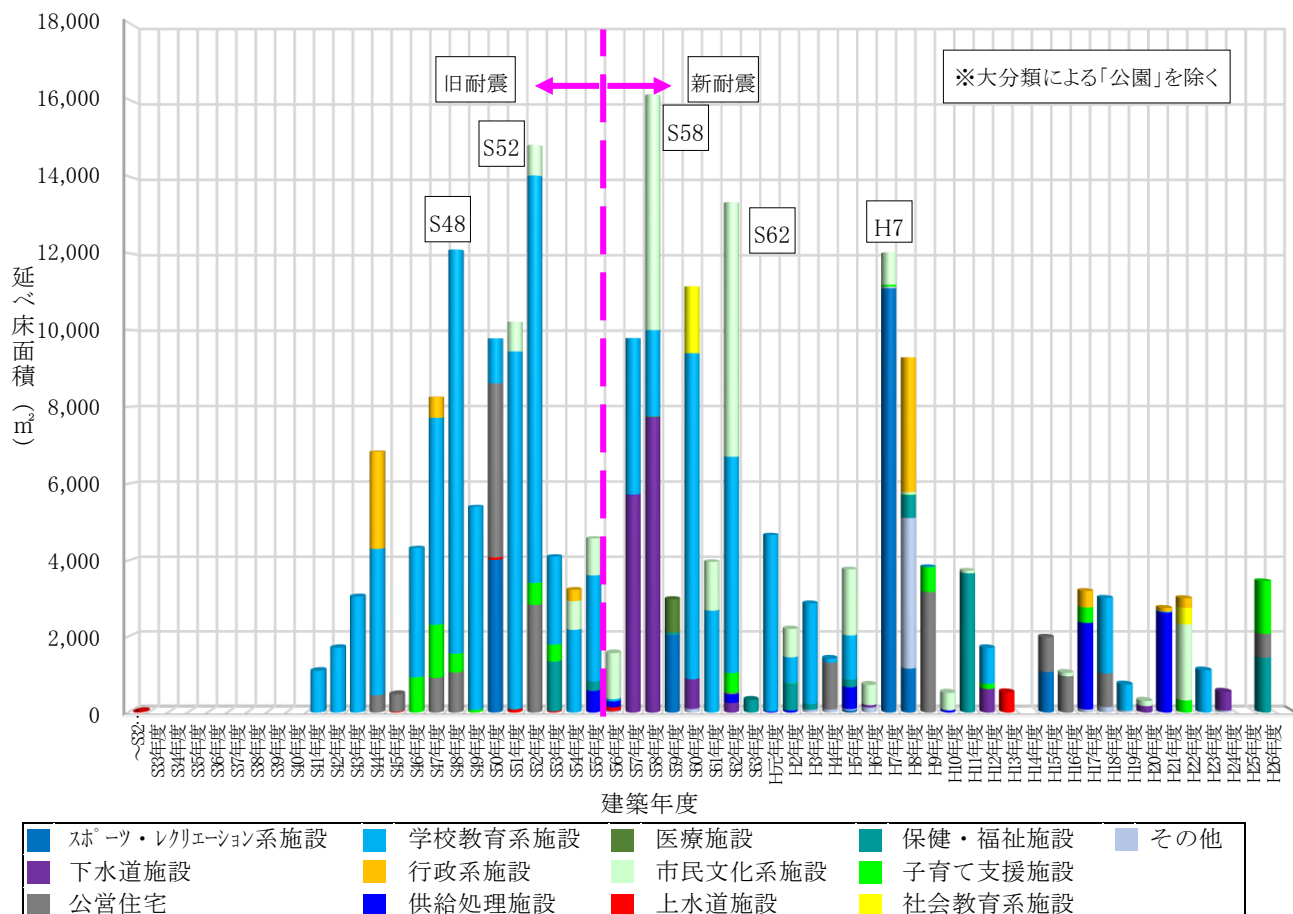
公共建築物の建築年の経緯をみると、年間1万㎡を超える建築のピーク時期は、昭和48年度、昭和52年度、昭和58年度、昭和62年度に集中しています。それ以降の公共建築物の整備量は減少し、平成7年度の、スポーツ・レクリエーション系施設のカシマスポーツセンター建設による一時的な整備量の増加を除いては、年間1万㎡を下回っています。

公共建築物の標準的な耐用年数の設定については、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）によると、建て替え時期は60年と言われており、建物付属設備と配管の耐用年数は概ね15年であることから、2回目の改修である建設後30年で大規模改修を行い、その後30年で建て替えるものと仮定することが多く、これは、総務省の更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト※1」という。）でも、推計条件とされています。

※1 試算ソフト：地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕より。

このサイクルのもとで、ピーク時期の昭和48年度に整備した公共建築物は、本計画の策定時点（平成26年度）を基準としてそこから18年後に建て替え時期を迎えます。また、昭和52年度に整備したものは、策定時点から22年後に建て

■ 図 2-9 建築年度別の公共建築物の延床面積



替え時期となります。昭和 58 年度に整備したものは、策定時点から 28 年後に建て替え時期を迎えます。そして、昭和 62 年度と平成 7 年度に整備したものは、策定時点からそれぞれ 32 年後と 40 年後に建て替え時期が集中することが想定されます。（図 2-9）

公共建築物の総量を相対比較するため、本市の人口一人あたりに換算した延床面積を算定すると、平成 26 年度末では、次のようになります。

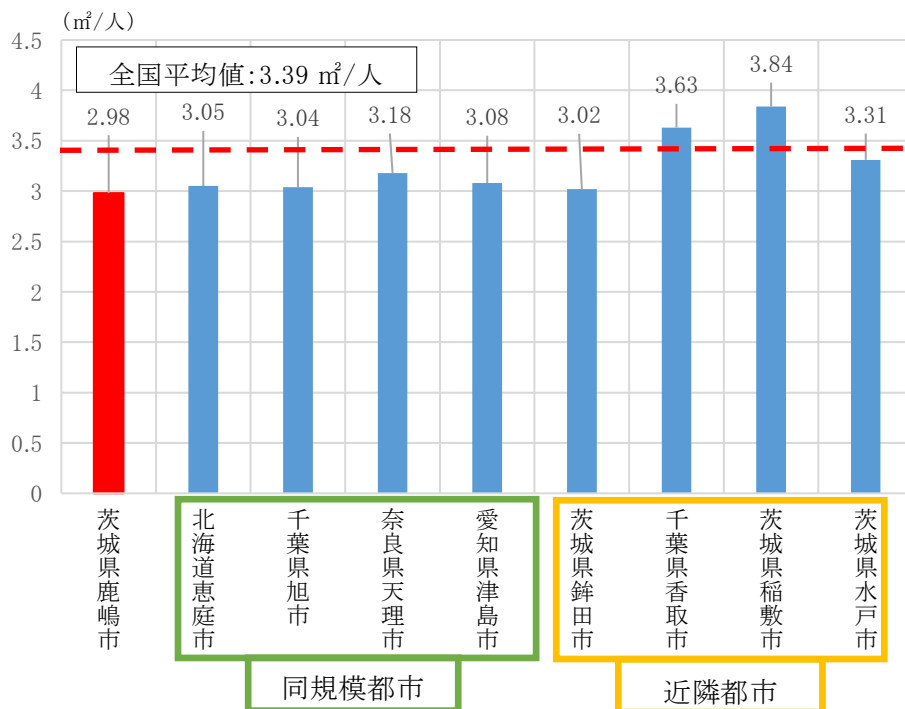
$$\text{人口一人あたり延床面積 (m}^2\text{/人)} = \text{公共建築物の延床面積} \div \text{人口}$$

$$\text{鹿嶋市人口一人あたり延べ床面積 } 3.25 \text{ m}^2\text{/人} = 217,660 \text{ m}^2 \div 66,800 \text{ 人}$$

※建築物の総量の多寡を判定するために考案された1次指標として、人口一人あたり延床面積があります。

「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」（東洋大学 PPP センター、平成 24 年公表）によれば、国内の人口が同規模である 6.5～7.0 万人規模の対象自治体 35 自治体のうち、回答のあった自治体は 32 自治体で、その平均指標は 3.39 m²/人となります。この全国平均の水準に照らして比較すると、本市の公共建築物の総量は 95.8% (=3.25÷3.39) に相当し、同規模人口の自治体とほぼ同じ水準となっています。（図 2-10）

■図2-10 公共建築物の一人あたり延べ床面積の自治体比較



資料: 東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」(2012年1月11日)より図示

③ 公共建築物の耐震化の取組み

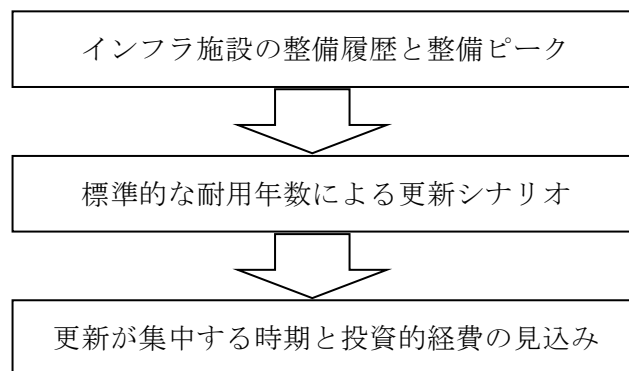
昭和56年度以前に建設された旧耐震基準による施設は全体の約39.6% (=121棟/305棟)を占めています。市有建築物の耐震化については、「鹿嶋市建

建築物耐震改修促進計画（平成22年3月）」により推進しています。平成26年度末時点で、学校施設の耐震化率は100%となっています。今後も、震災による被害に備えて市有建築物の耐震診断及び耐震改修事業を推進していきます。

(3) インフラ施設の総量把握

本市が所管する主要なインフラ施設の現状は、都市基盤系施設において道路延長898,504m, 橋梁96箇所, 上水道管路の延長558,699m, 下水道管渠の延長282,960m, 公園95箇所（斜面緑地も含む）, 農業集落排水19,545mです。これらのインフラ施設は、整備された年度が集中していた場合、その経過年数が進行するにつれて、更新時期も集中するため、多大な投資的経費が必要となる見込みです。（図2-11）

■図2-11 インフラ施設の老朽化進行イメージ



以下、インフラ施設の更新費算定にあたり、標準的な耐用年数は、総務省が推奨する更新費用試算ソフトの算定条件に準拠して設定します。

① 道路施設の現状

道路の整備状況は、平成26年度末で、一般道路の総延長は897,669.0mであり、自転車歩行者道の総延長は835.7mです。これらを合計した道路の総延長は898,504.7mです。「道路メンテナンス技術小委員会」（国土交通省社会資本整備審議会道路分科会、平成25年2月）による道路の適切な維持管理に関する基準類のあり方をふまえ、本市における道路ストックの状態を定期的に把握し、計画的に維持修繕を進めることが課題です。（表2-2）

■表2-2 道路施設の総量

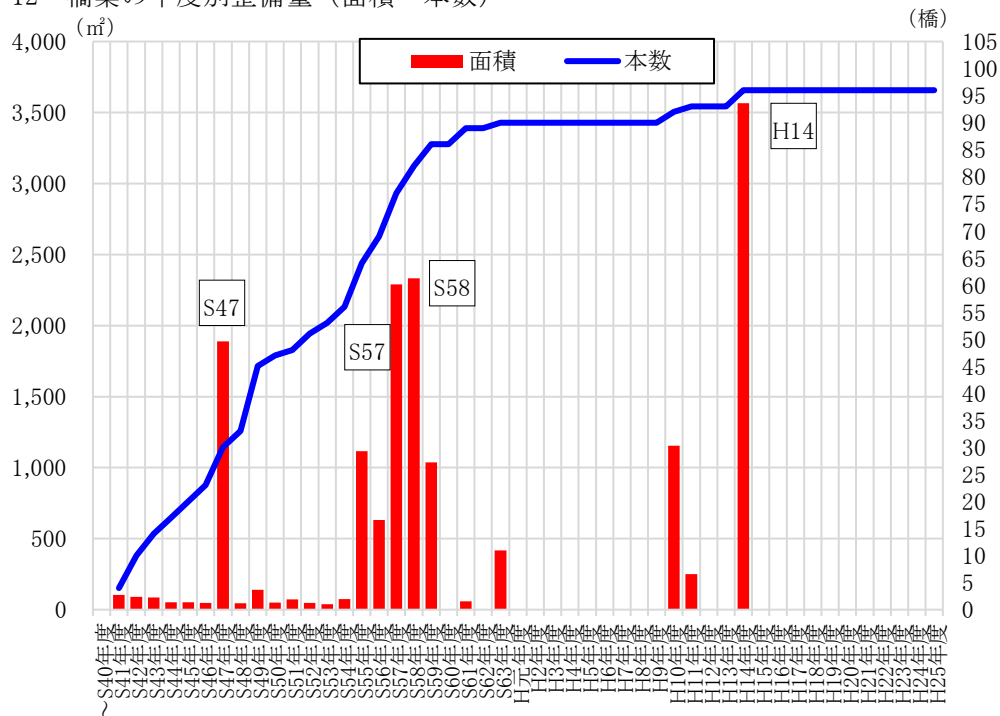
一般道路（1級幹線市道，2級幹線市道，その他の市道）		
実延長合計	897,669.0	m
道路面積（道路部）	4,945,065.2	m ²
自転車歩行者道		
実延長合計	835.7	m
道路面積（有効幅員）	3,399	m ²

資料：「国土交通省道路施設現況調査」による値

橋梁の整備年度は、整備延長が多い年度がありますが、昭和47年度の大野第1～4跨線橋、昭和57、58年度の大野第7～14跨線橋、平成14年度に御園生橋が整備されたことによるものです。橋梁の標準的な耐用年数の設定においては、法定耐用年数の60年に更新するものと仮定すると、大規模な橋梁の更新が必要となる時期は、令和14年度、令和24、35年度、令和44年度となります。

本市では、平成25年1月に、「鹿嶋市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。今後、この既定計画による予防保全のための修繕事業を推進して、橋梁の長寿命化を図ります。（図2-12）

■ 図2-12 橋梁の年度別整備量（面積・本数）



※年度不明は、昭和41度から20年間で均等に割り振った

② 上水道施設の現状

上水道施設の整備は、昭和59年度に一つのピークがあり、平成7年度の鹿島町と大野村との合併により、平成10年度にピークを迎え、以降毎年約15kmの安定した整備量に平準化されています。

上水道施設における管路の法定耐用年数40年で更新するものと仮定すると、今後、上水道施設の更新のピーク時期は、令和6年度、令和20年度となります。

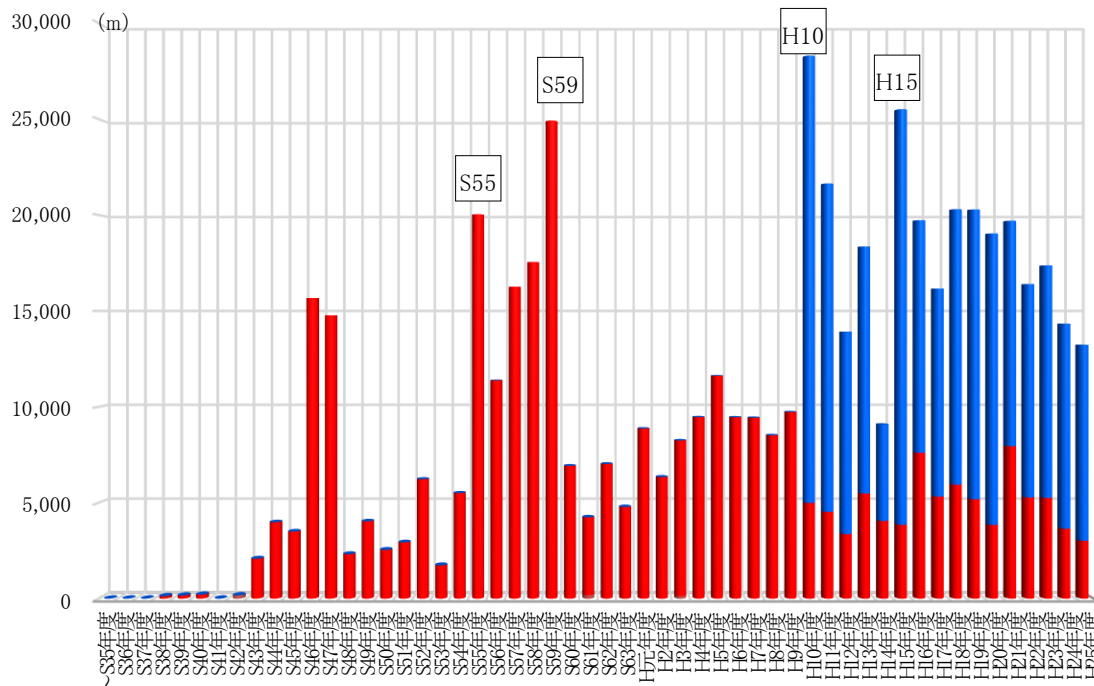
本市では、水道施設の資産管理計画の策定はこれからの課題です。中長期的な視点からの上水道施設の更新と資金確保については、平成21年7月に厚生労働省が「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（厚生労働省健康局水道課）を示しています。

さらに、平成26年4月に厚生労働省が「簡易支援ツールを使用した水道事業の広域化効果の算定マニュアル」（厚生労働省健康局水道課）を示しており、

一つの地域で資産管理を推進するだけでは厳しい状況となった場合の解決策として、水道事業の広域化を推進し、その運営基盤の強化を図ることが示されています。

今後、本市において、この手引きやマニュアルに準じて、点検や修繕対策、計画的な更新等の予防保全の取り組みを推進し、上水道施設の資産管理計画の策定や水道事業の運购地盤の強化策を検討していきます。（図2-13）

■ 図2-13 上水道（管路）年度別整備延長



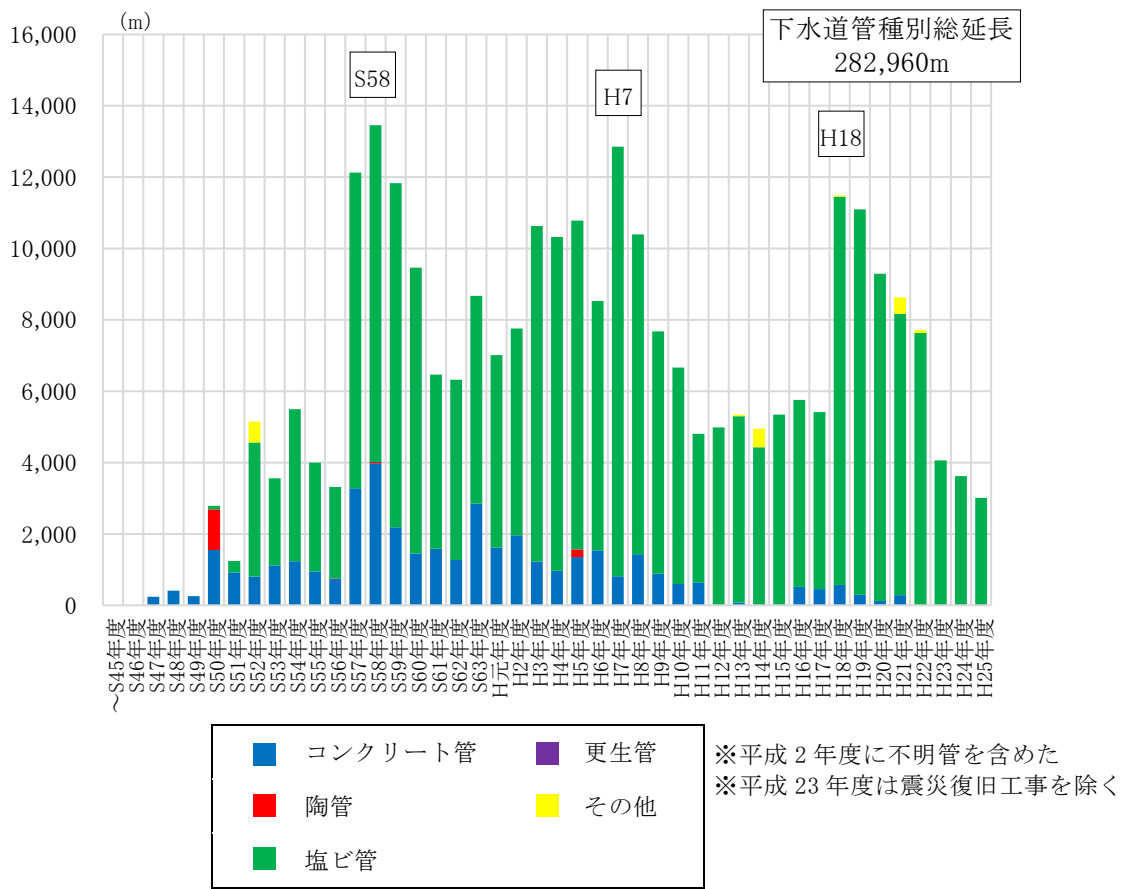
上水道管の延長： ■ 鹿島水道：344,552m ■ 大野水道：214,147m
 ※鹿島水道：送水管の年度不明は昭和57年度に含む。配水管の年度不明は昭和38年から均等割りをした。
 ※大野水道：年度不明を除く。

③ 下水道施設の現状

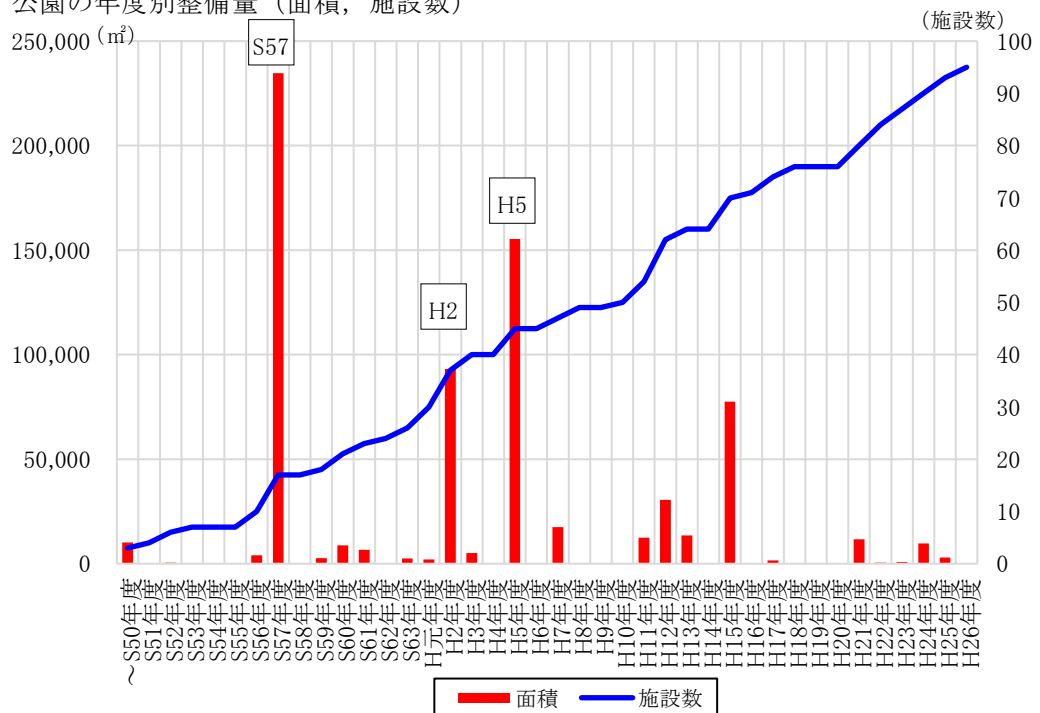
下水道施設の整備は、昭和47年度以降、整備量が増加し、昭和57年度から毎年約10kmのペースで整備が進められ、昭和58年度、平成7年度、平成18年度に集中しています。下水道施設の標準的な耐用年数の設定においては、法定耐用年数50年に更新するものと仮定すると、今後、下水道施設の更新のピーク時期は、令和15年度、令和27年度、令和38年度になります。

本市においては、下水道施設の長寿命化計画の策定が必要です。今後は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」（平成25年9月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に準じて、下水道施設におけるストックマネジメント手法の普及促進と、効率的な長寿命化計画を推進していきます。（図2-14）

■ 図2-14 下水道（管渠）年度別整備延長



■ 図2-15 公園の年度別整備量（面積，施設数）



※斜面緑地も含む

④ 公園施設の現状

公園施設は、昭和57年度に高松緑地公園，平成2年度に大野潮騒はまなす公園，平成5年度にト伝の郷運動公園が整備されています。

本市では、公園施設の安全管理と長寿命化の対策を計画的に取り組むことが必要です。平成24年4月に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）が示されています。今後、この指針に沿って、長期的な視点をもって「維持管理」「長寿命化」「修繕」「更新」を判断し、計画的な取り組みを推進して、公園施設の長寿命化を図っていきます。（図2-15）

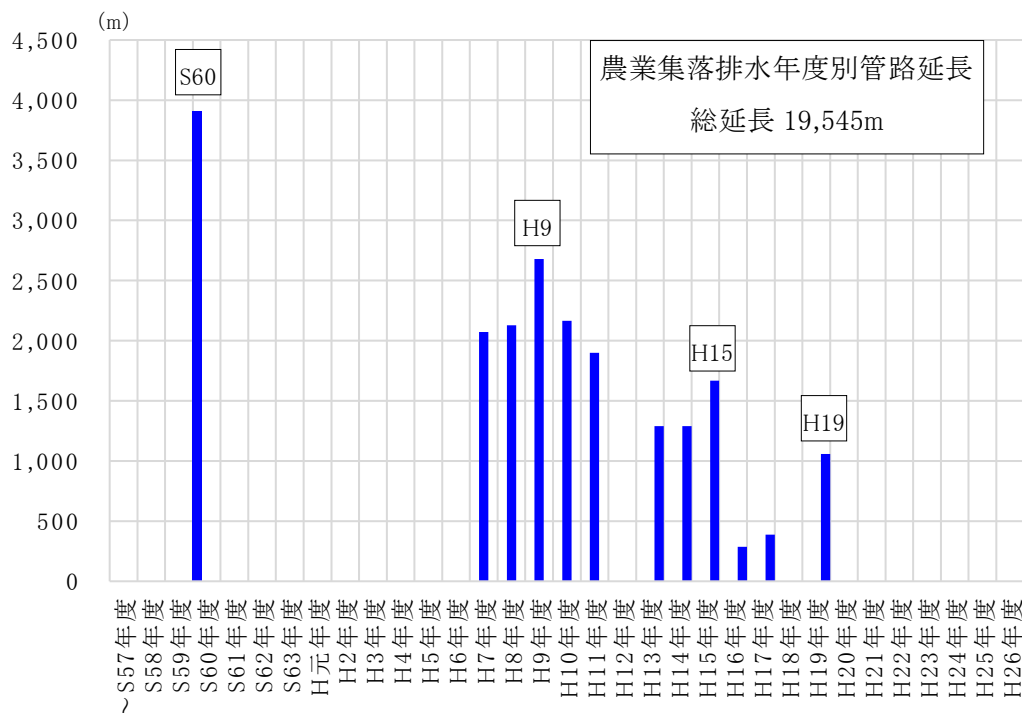
⑤ 農業集落排水施設の現状

農業集落排水施設の整備は、昭和60年度に一つのピークがありますが、その後は平成9年度，平成15年度，平成19年度にピークがあるものの，整備量は減少傾向にあります。

農業集落排水施設の標準的な耐用年数は，下水道施設に準じて50年で更新するものと仮定すると，今後，農業集落排水施設の更新のピーク時期は，令和17年度，令和29年度，令和35年度，令和39年度となります。

本市においては，農業集落排水施設の資産管理計画の策定が必要です。今後は，「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」（平成25年9月，国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に準拠して，農業集落排水施設におけるストックマネジメント手法の普及促進と，効率的な長寿命化計画を策定し，推進することが課題です。（図2-16）

■ 図2-16 農業集落排水年度別管路延長数



(4) 過去に行った対策の実績

○屋内温水プール整備事業（平成28年度～平成30年度）

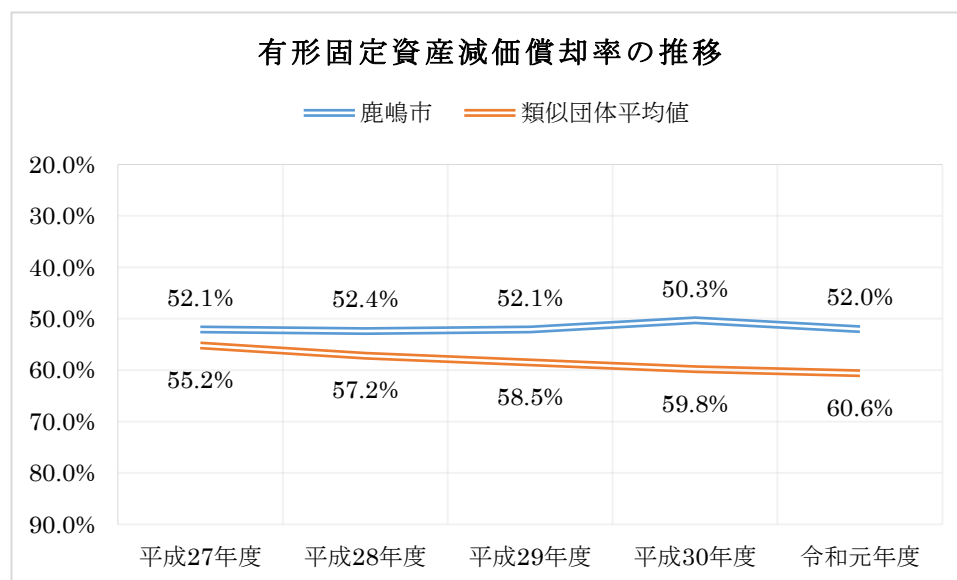
築40年が経過し、老朽化が深刻となった5つの市内小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールを整備することにより効率化を図った事業です。5つの小・中学校の屋外プールの延べ床面積4,228.8㎡に対し整備した屋内温水プールの延べ床面積は771,56㎡と、集約化を図り維持・管理に係るコストの縮減を図りました。

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公共施設等の取得価額に対する減価償却累計額の割合を表すもので、公共施設等の老朽化度合い等を示すものです。

本市では類似団体平均値をやや下回っていますが、近年、東日本大震災における液状化対策工事や、屋内温水プール整備工事等などにより低くなった面もある一方、施設によっては老朽化も進んでおり、引き続き公共施設等総合管理計画や個別施設計画等に基づき、適正な有形固定資産減価償却率の維持に努める必要があります。（図2-17）

■ 図2-17 有形固定資産減価償却率の推移



4 公共施設等の更新費の将来見通し

(1) 将来の更新費用の推計方法

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新費用の推計については、試算ソフトを用いて、その算定基準に基づき推計し、調査年度から施設種別ごとに法定耐用年数を設定して更新費用を推計します。（表2-1-1、表2-1-2）

※現在保有する公共建築物、上下水道等を同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算することとする。
なお、物価変動率、落札率等は予想が困難であるので考慮しない。

■表2-1-1 更新費用の推計方法

種別	既定の長寿命化計画の有無	推計方法
公共建築物	無し	総務省の算定基準で推計（下表参照）表2-2
道路	無し	総務省の算定基準で推計（平均値は市実績値）
橋梁	一部有り（鹿嶋市橋梁長寿命化修繕計画 平成25年1月）25橋実施済み	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-3
上水道	一部有り（老朽管更新事業計画）	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-4
下水道	一部有り（宮中汚水中継ポンプ場）	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-5
農業集落排水	無し	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-5
公園	無し	総務省の算定基準で推計（平均値は市実績値）

■表2-1-2 法定耐用年数の設定

施設	更新年度	数量
公共建築物	60年で建て替え（30年で大規模改修）※1	延床面積（㎡）
道路	15年で舗装部分の更新（打換え）※3	百万円/年（5ヵ年平均値）
橋梁	60年で架替え※2	面積（㎡）
上水道	40年で更新※2	延長（m）
下水道	50年で更新※2	延長（m）
農業集落排水	50年で更新※2	延長（m）
公園	遊具・照明等材質構造による※3	百万円/年（5ヵ年平均値）

※1 一般社団法人日本建築学会 ※2 法定耐用年数 ※3 5ヵ年平均値（市実績値）

【推計条件】

○公共建築物（表2-2）

- 公共建築物の大分類ごとの単価に延床面積を乗じることで、更新費用を算出する。
- 更新の時期は、整備時から30年で大規模改修をし、60年で建て替えとする。

■表2-2 公共建築物の更新費用単価

更新（建て替え）	
施設大分類	費用単価
市民文化系，社会教育系，行政系等施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡
学校教育系，子育て支援施設等	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡
大規模改修（上記の建て替え費用の6割前後※）	
施設大分類	費用単価
市民文化系，社会教育系，行政系等施設	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/㎡
学校教育系，子育て支援施設等	17万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡

※総務省無償ソフトの計算条件に基づく

○橋梁（表 2-3）

- ・ 部材ごとの単価に橋梁の面積（㎡）を乗じることで、更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から60年とする。

■表2-3 橋梁の更新費用単価

更新	
部材	単価
PC 橋	42.5 万円/㎡
鋼橋	50.0 万円/㎡
RC 橋 その他	44.8 万円/㎡

○上水道（表 2-4）

- ・ 管径ごとの単価に水道管の延長距離を乗じることで、更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から40年とする。

■表2-4 上水道の更新費用単価

導水管/送水管		配水管	
管径	単価	管径	単価
300 mm未満	100 千円/m	150 mm以下	97 千円/m
300～500 mm	114 千円/m	200 mm以下	100 千円/m
500～1000 mm未満	161 千円/m	250 mm以下	103 千円/m
1000～1500 mm未満	345 千円/m	300 mm以下	106 千円/m
1500～2000 mm未満	742 千円/m	350 mm以下	111 千円/m
2000 mm以上	923 千円/m	400 mm以下	116 千円/m
		450 mm以下	121 千円/m
		550 mm以下	128 千円/m
		600 mm以下	142 千円/m
		700 mm以下	158 千円/m
		800 mm以下	178 千円/m
		900 mm以下	199 千円/m
		1000 mm以下	224 千円/m
		1100 mm以下	250 千円/m
		1200 mm以下	279 千円/m
		1350 mm以下	628 千円/m
		1500 mm以下	678 千円/m
		1650 mm以下	738 千円/m
		1800 mm以下	810 千円/m
		2000 mm以下	923 千円/m

○下水道，農業集落排水（表 2-5）

- ・ 管種ごとの単価に下水道管の延長距離を乗じることで、更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から50年とする。

■表2-5 下水道，農業集落排水の更新費用単価

導水管/送水管	
管種	単価
コンクリート管	124 千円/m
陶管	124 千円/m
塩ビ管	124 千円/m
更生管	134 千円/m

(2) 公共建築物の更新費の見通し

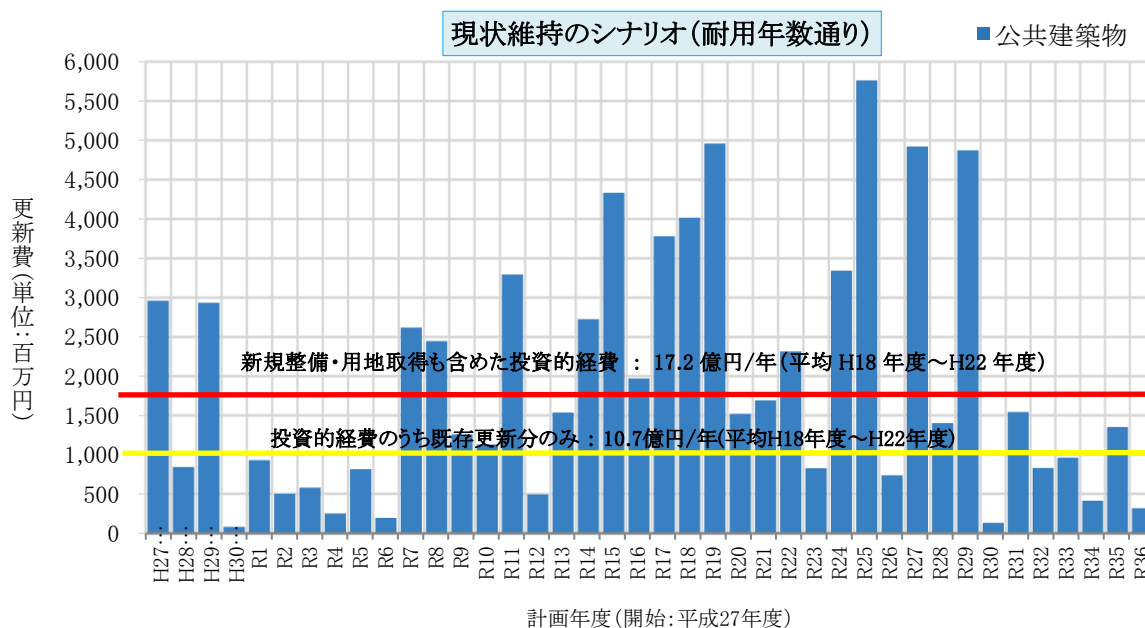
公共建築物については、更新年数（30年大規模改修，60年建て替え）と更新単価を用いて，更新年数経過後に現在と同じ延床面積等と仮定した場合の今後40年間の公共建築物の更新費用を算定すると，40年間の累計更新費用は約816億円，約20.4億円/年の平均更新費用が必要となり，令和19年度，令和25年度，令和27年度，令和29年度に更新時期が集中します。

更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は，震災復旧期

間を除いて、「既存更新分（既存施設の建て替え等の経費）」では約10.7億円、「新規整備分」「用地取得分」では1年当たり約17.2億円となっています。

今後必要となる更新費用については、充当可能な財源の目安を超える年度があることから、施設の長寿命化を図ることで40年間に要する全体更新費用を削減しながら、財政負担の平準化を図り、財源を確保していく必要があります。（図2-18）

■図2-18 公共建築物に関する将来の更新費用の推計



(3) インフラ施設の更新費の見通し

① 道路施設の更新費

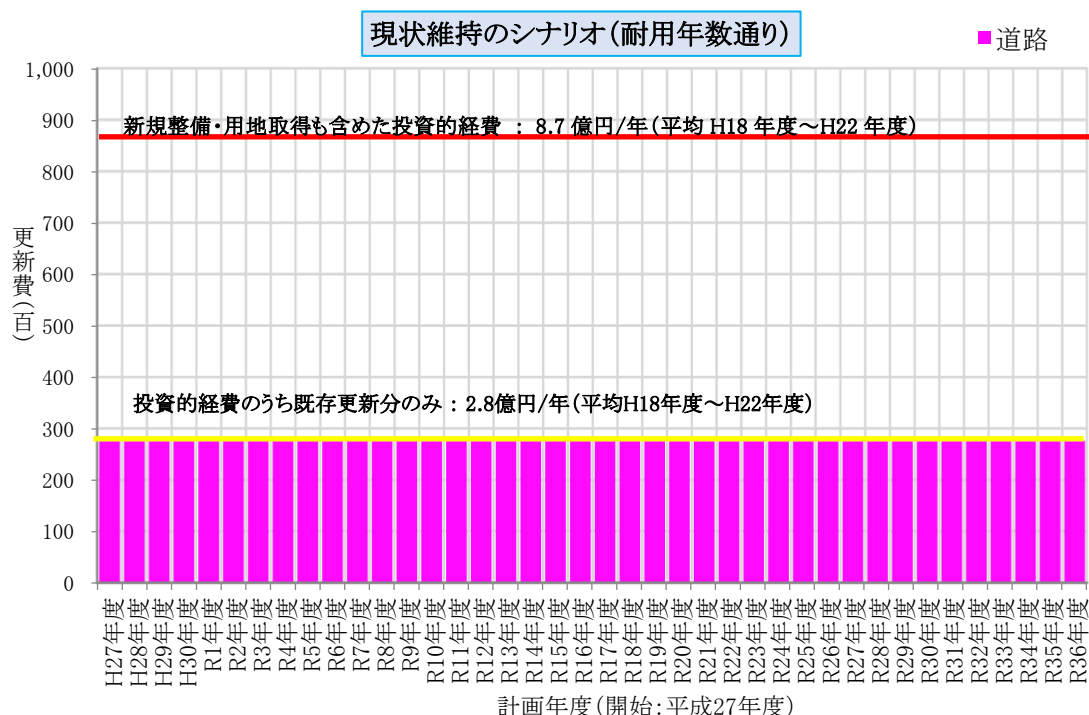
道路については、舗装の法定耐用年数が15年ですが、これに基づいて舗装路面を15年サイクルで全面打換えすると、過大な更新費用となります。このことから、過去5年間の実績値に基づいて、1年当たり平均の更新費用で算定します。

また、交通量等により損傷の程度が大きく異なり、舗装の更新サイクルもそれに大きく影響されるため、本市の実情に合わせた1年間の更新費用を求めることとし、道路に係る投資的経費の平均値を今後も充当可能な財源水準として図示しました。

道路に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、震災復旧期間を除いて、「既存更新分」は約2.8億円となり、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約8.7億円となります。

道路については、老朽化している部分について「既存更新分」の投資的経費の中で効率的な維持・修繕・更新等を推進していく必要があります。（図2-19）

■ 図2-19 道路に関する将来の更新費用の推計



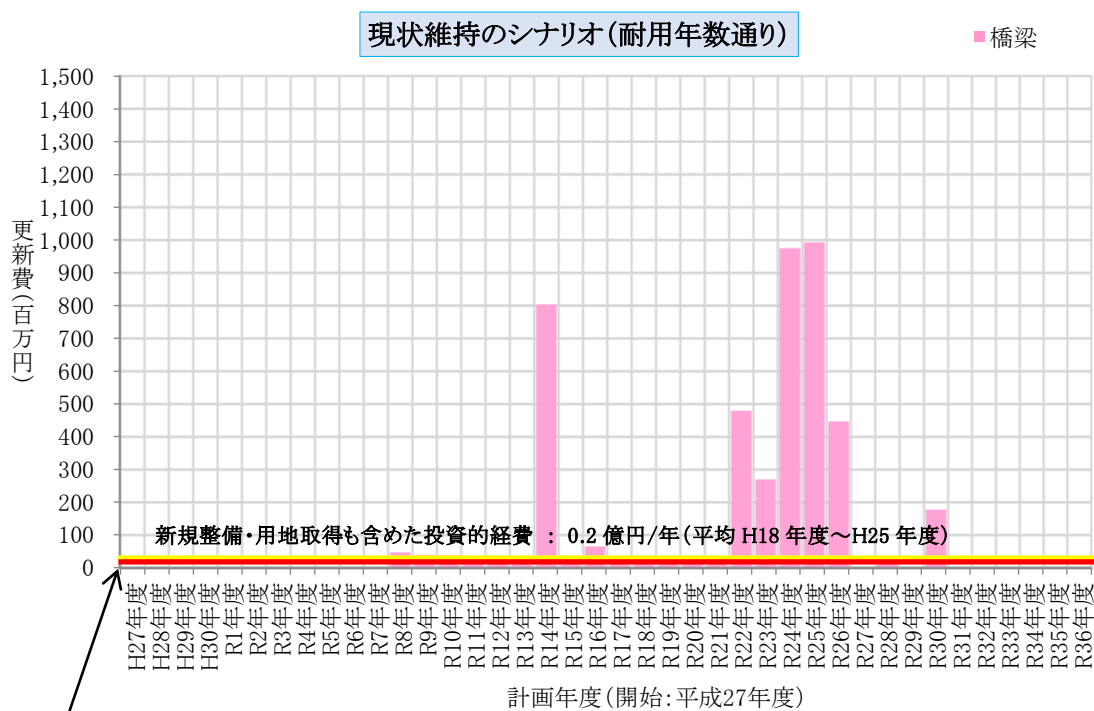
※15年ごとに全面打換えすると過大な更新費となるため、本市実績値の平均値を用いた

橋梁については、本市では平成25年1月に、「鹿嶋市橋梁長寿命化修繕計画」を策定していますが、その対象は全96橋のうち15m以上の25橋となっています。そこで、全橋を網羅したライフサイクル費用算定が必要となることから、更新年数60年と更新単価を用いて、今後40年間の橋梁施設の更新費用を算定します。

橋梁の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、震災復旧期間を除いて、「既存更新分」は約0.2億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約0.2億円となります。

今後必要となる更新費用については、充当可能な財源の目安を超える年度もあることから「鹿嶋市橋梁長寿命化修繕計画等」を推進することにより、財政負担の平準化を図り、財源の確保をしていく必要があります。(図2-20)

■ 図 2-20 橋梁に関する将来の更新費用の推計



投資的経費のうち既存更新分のみ : 0.2 億円/年(平均 H18 年度～H25 年度)

② 上水道施設の更新費

上水道施設については、更新年数40年と更新単価を用いて、今後40年間の上水道施設の更新費用を算定すると、累計更新費用は約176億円、1年当たり約4.4億円の更新費用が必要となり、令和20年度に大野区域の更新時期が集中します。

上水道施設の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、震災復旧期間を除いて、上水道施設に係る「既存更新分」が約0.8億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めると約4.4億円となります。

今後必要となる更新費用については、いずれも充当可能な財源の目安を超える推計結果となることから、施設の長寿命化を図ることで今後40年間に発生する更新費用を削減しながら、財源を確保していくことが必要となります。(図 2-21)

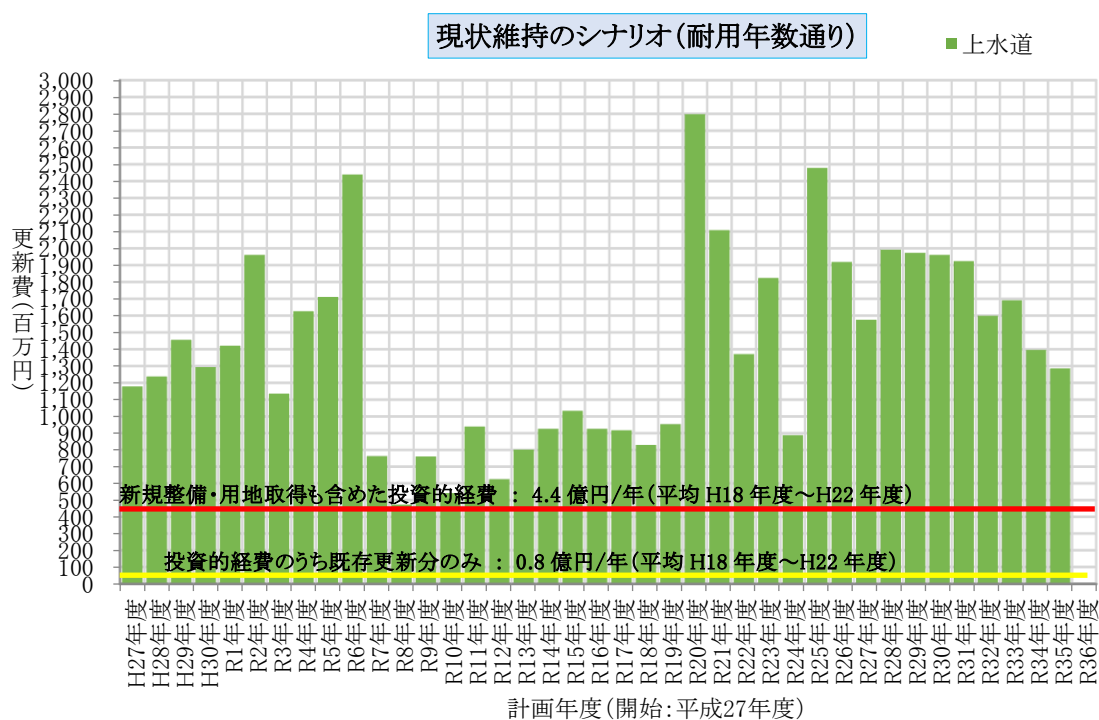
③ 下水道施設の更新費

下水道施設については、更新年数50年と更新単価を用いて、今後40年間の下水道施設の更新費用を算定すると、累計更新費用は約140億円、1年当たり約3.5億円の更新費用が必要となり、令和14年度から更新費用が増加していきます。

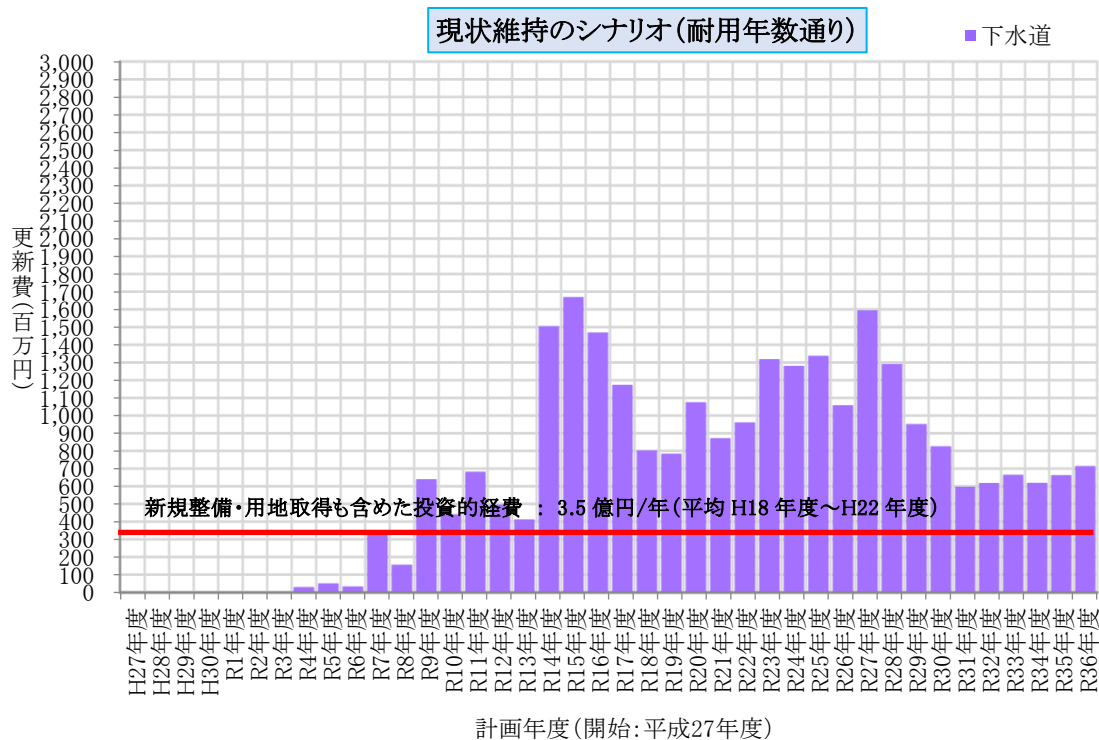
下水道施設の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、震災復旧期間を除いて、「新規整備分」「用地取得分」も含めて約3.5億円となります。なお、平成18～平成25年度の過去8年間に既存更新分の実績値はありません。

今後必要となる更新費用については、いずれも充当可能な財源の目安を超える推計結果となることから、下水道施設においても施設の長寿命化を図ること
で今後40年間に発生する更新費用を削減しながら、財源を確保していく必要が
あります。（図2-22）

■ 図 2-21 上水道に関する将来の更新費用の推計



■ 図2-22 下水道施設（管渠）に関する将来の更新費用の推計



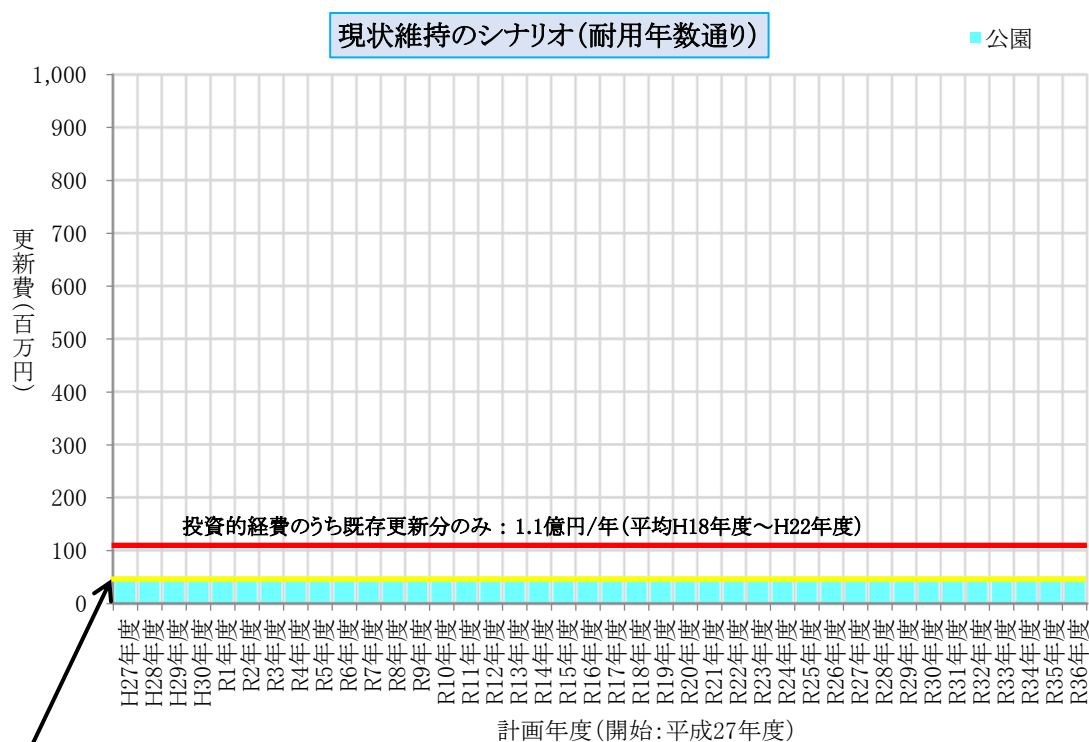
④ 公園施設の更新費

公園施設では、過去の実績値から1年間の更新費用を求めて推計します。

更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、震災復旧期間を除いて、「既存更新分」が約0.6億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約1.1億円となります。

公園施設については、充当可能な投資的経費の中で効率的な維持・修繕・更新等を推進していく必要があります。（図2-23）

■ 図2-23 公園施設に関する将来の更新費用の推計



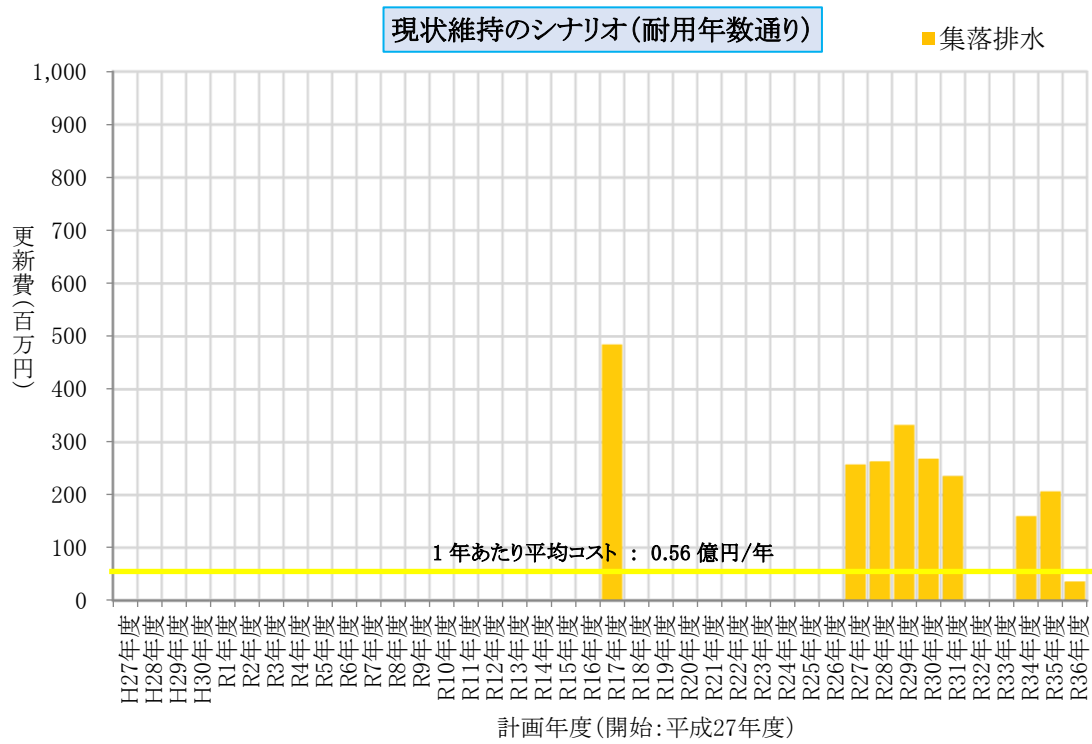
※本市実績値を反映した

⑤ 農業集落排水施設の更新費

農業集落排水施設については、更新年数50年と更新単価（下水道施設の単価参考）を用いて、今後40年間の農業集落排水施設の更新費用を算定すると、40年間の累計更新費用は約22.4億円、1年当たり約0.56億円の更新費用が必要となります。

今後必要となる更新費用については、下水道施設と同様に、施設の長寿命化を図ることで40年間に要する全体更新費用を削減しながら、財源を確保していく必要があります。（図2-24）

■ 図 2-24 農業集落排水路に関する将来の更新費用の推計



※総務省無償ソフトの計算条件に基づく

5 公共施設等の将来経費と課題認識

(1) 公共施設等の更新費の全体の見通し

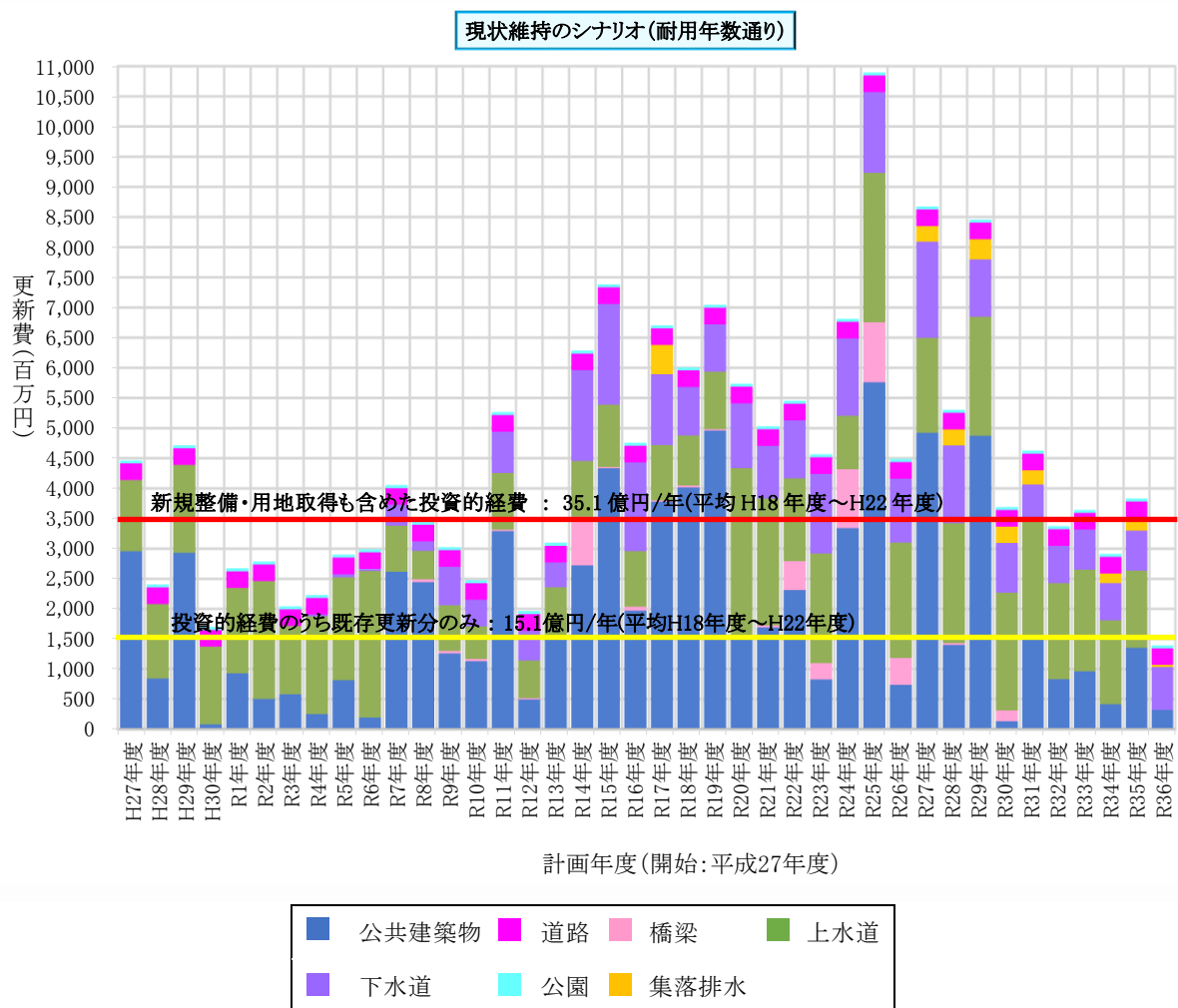
① 公共施設等を総合した将来更新費の全体見通し

将来の公共施設等の更新費に充当可能な投資的経費の目安は、震災復旧期間を除いた平成18～22年度における「既存更新分」に関する平均値は、約15.1億円となり、「新規整備分」と「用地取得分」を含めた投資的経費の平均値は、約35.1億円となっています。（12ページ、図2-7-1、図2-7-2）

法定耐用年数の設定（22ページ）により公共施設等を更新したとすると、今後40年間の更新等に要する総事業費は、約1,861億円となり、年平均では約46.5億円となる見通しです。（図2-25）

このように、公共施設等の将来更新費は「既存更新分」の充当可能な財源水準を超過しており、令和14年度よりそれまでの2倍以上の更新費が発生する見通しです。更新年度の調整により、年度予算の平準化を図る必要があります。

■図2-25 耐用年数通りに更新した場合の公共施設等の将来更新費用の推計

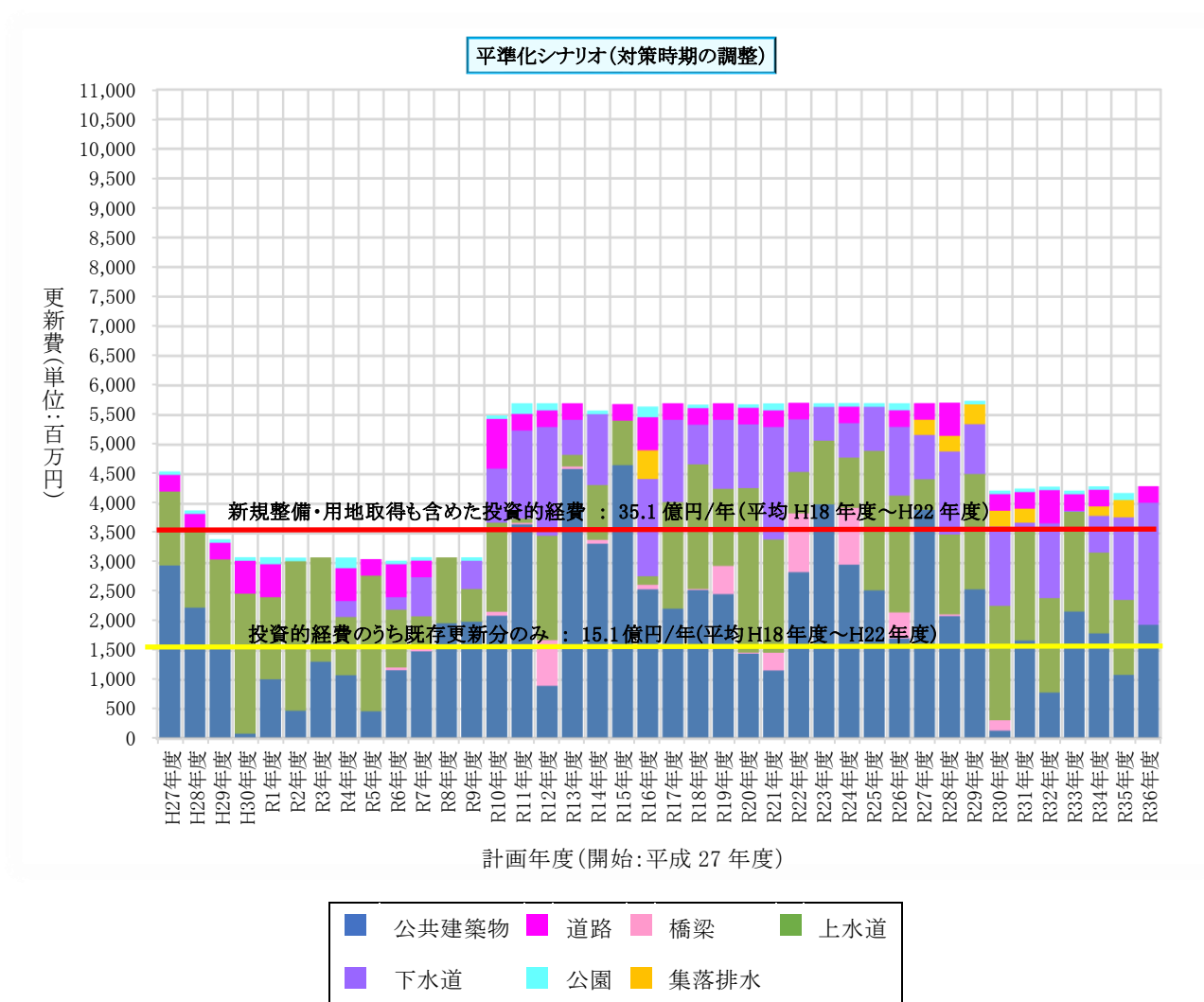


② 対策時期を調整して平準化した将来更新費の全体見通し

耐用年数の1割の許容範囲で更新時期を最適に調整することにより、年度予算を平準化した将来更新費の計算結果を示します。これにより、公共施設等の更新に関するピーク時期を山崩しできて、年度ごとの更新費が一定の水準に平準化されています。(図2-26)

このように、できるだけ将来更新費を平準化したとしても、新規整備と用地取得を含めた充当可能な財源が不足する時期があります。今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、長寿命化を推進する必要があります。

■ 図2-26 対策時期を調整し予算を平準化した場合の公共施設等の将来更新費用の推計



(2) 公共施設等の現状と課題認識

すべての公共施設等を対象にした改修・更新に要する総事業費は、「既存更新分」の充当可能な財源水準を超過しており、従来の更新費の2倍以上に膨らむ時期が令和10年頃から発生する見通しです。また、更新時期を適切に調整し、できるだけ将来更新費を平準化した場合でも、新規整備と用地取得を含めた充当可能な財源が数億円不足する見通しです。このため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、長寿命化を推進する必要があります。本市における公共施設等の総量把握と将来経費の見通しを踏まえ、具体的に、以下のことが課題と認識できます。

- 1) 公共施設等全ての将来更新費を年度別にみると、令和14年度から令和35年度までに更新が集中し、一時的に充当可能な財源水準を超過するため、これらの更新時期を適切に分散させ、財政負担の平準化を図ることが課題となります。
- 2) 公共建築物においては、市民ニーズに配慮し、利用度の低い施設の有効活用や集約・再配置の方向性を検討する必要があります。これにより、公共建築物の複合化によるサービス向上、トータルコスト縮減が可能となります。継続利用する公共建築物では、その長寿命化を図ることが課題です。
- 3) インフラ施設においては、橋梁、上下水道、公園、農業集落排水等の施設を対象に、点検・修繕等の計画的な老朽化対策を行うとともに、効率的なメンテナンスサイクルを構築する必要があります。なかでも、将来の更新経費の多くを占める上水道施設と下水道施設の計画的な管理が喫緊の課題です。
- 4) とくに、上水道施設において、老朽化した管路等の更新対策を検討し、令和20年度から更新が集中する時期に備え、水道施設の更新と資金確保を計画的に行うことが課題となります。
- 5) さらに、下水道施設において、令和9年度から管渠の更新が集中する時期に備え、下水道事業のサービスを継続しながら下水道施設の長寿命化対策を計画的に進めることが課題です。

このような課題認識のもとで、以下では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針について、本市における基本的な考え方と公共施設等の管理に関する基本方針を定めるものとします。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針

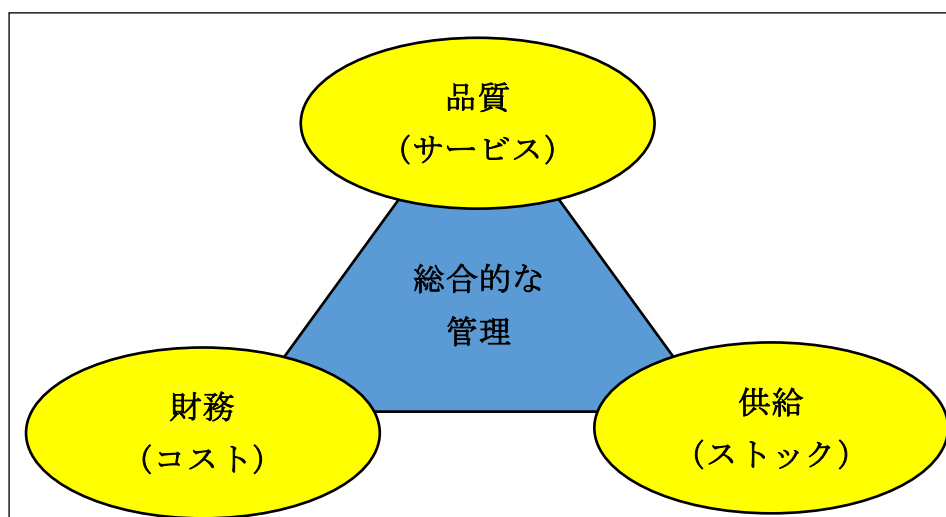
1 基本的な管理の考え方

(1) 3つの視点と総合的な管理の考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、将来人口と財源の見通しを踏まえ、本市の全庁的な取組みに加え、市民と行政の協働により、公共施設等の総合的なマネジメントを推進します。

- 1) すべての公共施設等を市民の大切な資産と捉え、利用者の便益と公平な負担に配慮しながら、次の世代に受け継ぐ共有財産として、公共施設等を有効活用する仕組みの確立に向けて取り組みます。
- 2) 常に、公共施設等の総量を把握し、市民の安全を確保する観点から、公共建築物やインフラ施設による用途や性格の違いを考慮し、かつ、一定の周期で訪れる更新のサイクルを見据え、計画的なマネジメントに取り組みます。
- 3) 総合的な視点から、品質（老朽化に伴う機能低下、市民ニーズの対応等）、供給（公共建築物の延床面積の総量、集約・複合化の再配置等）、財務（将来更新費の低減、包括管理の民間委託等）の検討を進め、維持管理の最適化に取り組みます。

■図3-1 総合的な管理の視点



※参考：「公共施設マネジメントのあり方に関する調査研究報告（平成25年3月）」より
調査研究：財団法人地域総合整備財団くふるさと財団>

「公共施設マネジメント」を導入する必要性

すでに公共施設及びインフラ資産、特に水道管路は老朽化した割合が高くなっている。全国的に少子高齢化時代を迎え、各自治体の税収の減少と扶助費の増加が見込まれる今日においては、健全な自治体経営と公共サービスを継続していくために、保有する公共施設及びインフラ資産を総合的に把握し、財政運営と連動させて管理・活用するための取組みを導入する必要がある。

(2) ライフサイクルと計画的な管理の考え方

本市の公共施設等の将来更新費用の試算と震災復旧期間を除いた投資的経費の比較によると、現在保有する公共施設等を安全に供用していくためには、中長期のライフサイクルのなかで適切に維持管理する必要があります。

このため、個別施設のライフサイクルのなかで、定期的な点検・診断やその結果を踏まえた修繕対策、及び耐用年数に到達した施設の更新事業等を計画的に割り当てた長寿命化計画を策定していきます。

施設の点検・診断及び本市の政策等を総合的に勘案し、老朽化や集約・複合化により今後利用する見込みのない施設、治安・防災上の理由により危険を除去する必要のある施設及び景観上好ましくないと判断された施設については、施設の利用状況等を踏まえ、建替、解体を検討していきます。

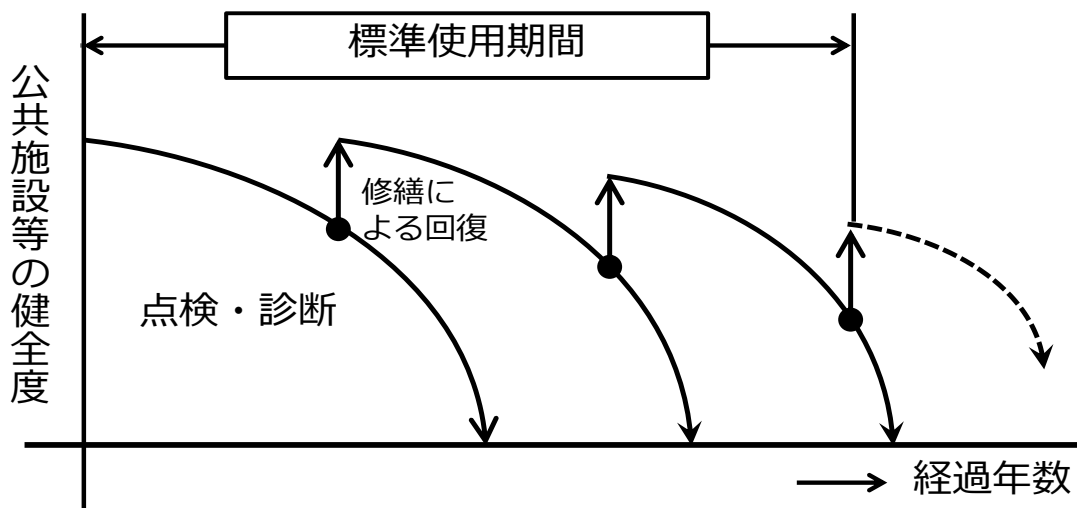
公共施設等が経年的に変化するなかで、品質の低下（老朽化した公共建築物や橋梁の機能不全等）や、供給の不足（公共建築物の空白域や道路の容量不足による渋滞等）を抑制するため、その点検、診断、維持修繕対策を適切な時期に実施して、各施設の経年劣化や機能不全を計画的に予防していきます。

今後、将来の人口や施設の利用率が経年変化するなかで、公共施設等の供給量について、利用者の需要に適切に対応しているかを見通しながら供給量の過不足が生じないように、公共施設等の総量を最適な水準に管理していきます。

人口減少による税収減と高齢化による義務的経費の増加が進んでいくなかで、公共施設等の投資的経費に充当できる財源の水準を踏まえ、公共施設等の管理を現状よりも効率的な手法に転換し、財政負担の軽減を図ります。公共建築物の複合化によるサービス向上や民間活力によるインフラ施設の包括管理により、投資的経費に対する財政負担の平準化を図ります。

また、老朽化した未利用施設の解体に伴い、その跡地利用については民間活用

■ 図3-2 公共施設等の標準使用期間と点検、修繕による長寿命化（イメージ）



の可能性を掘り起し、売却や貸付によって得た収入を改修・更新の財源に充てる方策を検討していきます。

2 公共施設等の管理に関する基本方針

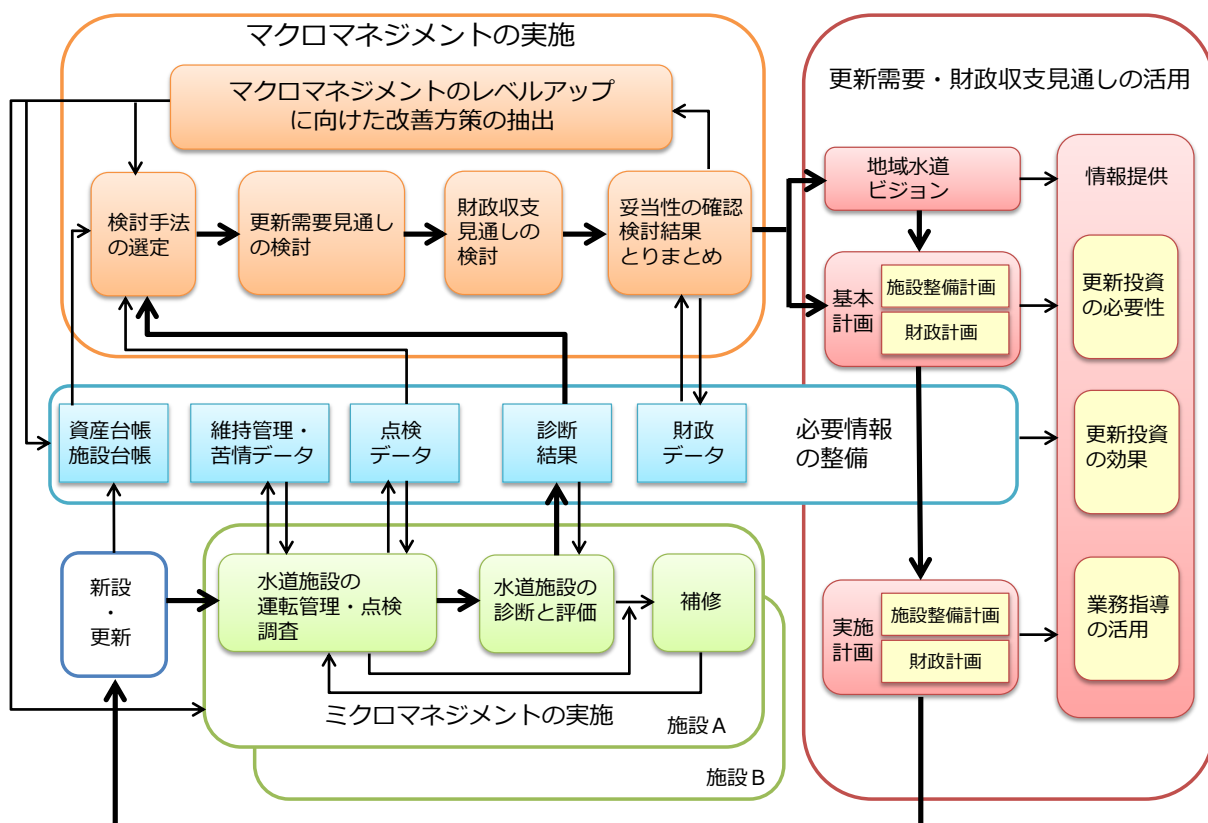
公共施設等の総量と人口・財源の条件を踏まえ、将来にわたり施設サービスを継続的に提供していくには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代にしっかりと引き継いでいくことが重要です。そのため、まずは各施設において、建設から廃止までのライフサイクルコストを視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所等の状態監視を行い、それらをもとに中長期的な個別施設の長寿命化計画を策定したうえで、維持管理・更新を計画的に実施します。また、これらの取り組みを効果的に推進していくため、民間活力の更なる活用も検討します。

(1) 保全に関する基本方針

① 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器など様々な素材で構成され、それぞれ目的と機能を持っています。それらの部材や設備は、経年劣化に伴い機能が低下していきます。そのため、施設の早期劣化や著しい機能低下の見落としを防ぎ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できる状態を切れ目なく保持するために、定期的な点検・診断等を実施します。

■図3-3 公共施設等の維持管理サイクル（水道施設の例示，厚生労働省「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」より）



② 維持管理・改修・更新等の実施方針

すでに、橋梁長寿命化修繕計画等の各所管による個別施設の長寿命化計画を策定している場合は、点検・診断等の状態に即して優先順位を検討し、補修・大規模改修・更新等の事業を適切な時期に実施していきます。また、改修・更新にあたっては、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組みます。

今後、長寿命化計画を策定する個別施設においては、各施設の役割や劣化傾向等の特性を踏まえ、状態監視型や時間計画型等の適切な保全計画を策定します。日常的な巡回目視や市民からの通報等により把握した不具合に対応するため、本市と指定管理者等が役割を分担し、速やかに対応し安全確保できる体制を構築します。

③ 長寿命化の取組み方針

点検・診断等を踏まえ、老朽化や利用状況等を評価し、適切なメンテナンスサイクルを設定したうえで、耐用年数までの供用を可能とする長寿命化の対策工法を適用するような個別施設の長寿命化計画を策定します。この保全計画が未定の個別施設について、早期に長寿命化計画を策定し、全庁的な管理の取組みを展開します。

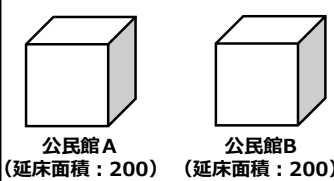
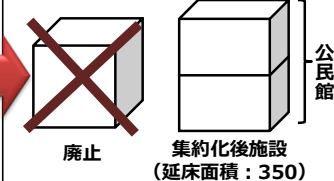
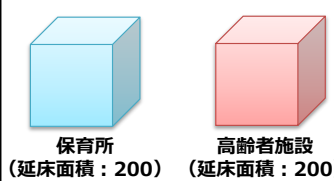
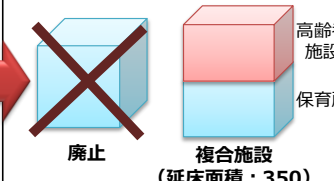
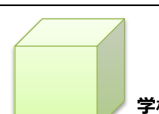
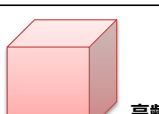
※公園施設は平成27年度に一部を対象に長寿命化計画を策定予定。

(2) 利活用・再編に関する基本方針

① 集約・複合化の可能性検討

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や人口動向や利用状況等の視点を勘案したうえで、集約・複合化によるサービス向上と管理コストの節約

■図3-5 公共施設最適化事業債の支援制度（平成27年5月経済財政諮問会議の総務省資料より）

	事業の実施前	事業の実施後	説明
集約化事業	 <p>公民館A (延床面積：200)</p> <p>公民館B (延床面積：200)</p>	 <p>廃止</p> <p>集約化後施設 (延床面積：350)</p> <p>公民館</p>	<p>既存の同種の公共施設を統合し、<u>一体の施設として整備する</u></p>
複合化事業	 <p>保育所 (延床面積：200)</p> <p>高齢者施設 (延床面積：200)</p>	 <p>廃止</p> <p>複合施設 (延床面積：350)</p> <p>高齢者施設 保育所</p>	<p>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する</p>
転用事業	 <p>学校</p>	 <p>高齢者施設</p>	<p>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する</p>

の可能性を検討します。同じ種類の施設の集約，異なる施設による複合化の合せについて，施設再編のシナリオを検討します。少子高齢化が進む地区や更新時期が近づいた施設を対象に，モデルケースを検討し段階的な手順を踏んで進めます。

② 民間活力の活用方針

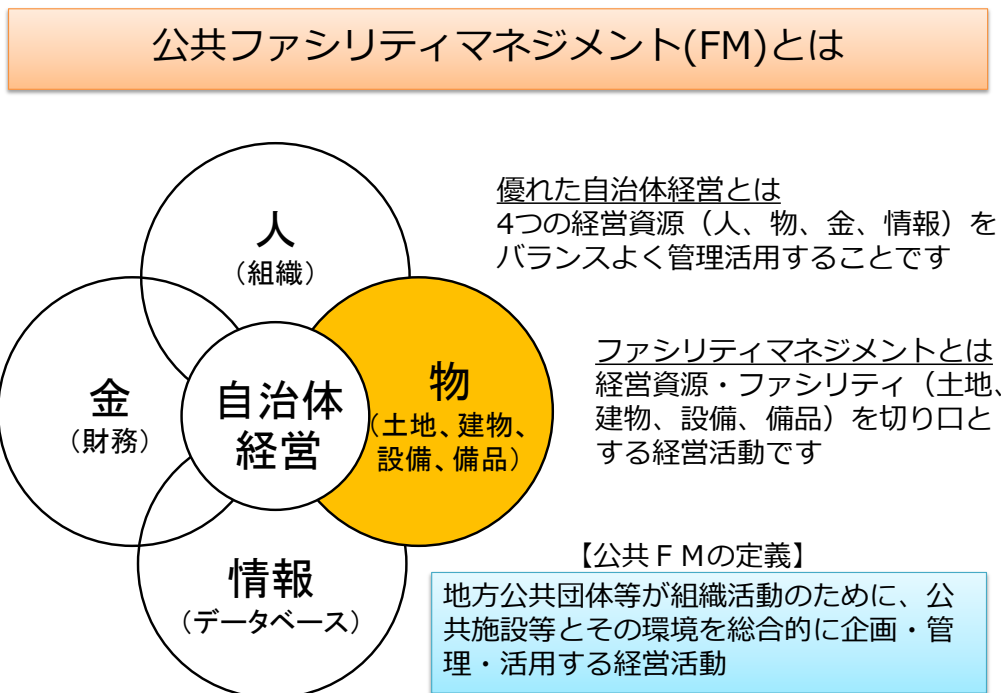
今後，公共施設等を持続的に運営するには，行政の直営だけでは費用対効果に限りがあるため，一部又は全ての施設運営を民間に委託し，より効率的な管理手法の可能性を検討します。民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる場合は，民間活力による施設の複合化を推進するなど，公民連携の手法を積極的に取り入れる仕組みを確立します。そのため，指定管理者制度の更なる活用，包括的民間委託，PFI 等の導入について検討し，民間のノウハウと資金力を活用します。

※:PFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは，公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

- 1) 民間の資金，経営能力，技術的能力を活用することにより，国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について，PFI 手法で実施します。
- 2) PFI の導入により，国や地方公共団体の事業コストの削減，より質の高い公共サービスの提供を目指します。
- 3) 我が国では，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)が平成 11 年 7 月に制定され，平成 12 年 3 月に PFI 理念とその実現方法を示す「基本方針」が，民間資金等活用事業推進委員会(PFI 推進委員会)の審議を経て，内閣総理大臣により策定され，PFI 事業の枠組みが設けられました。
- 4) 英国など海外では，既に PFI 方式による公共サービスの提供が実施されており，有料橋梁，鉄道，病院，学校などの公共施設等の整備等，再開発などの分野で成果を収めています。

資料:内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI 推進室)より

■図3-4 公共施設の経営管理イメージ (社団法人日本ファシリティマネジメント協会「総解説ファシリティマネジメント」を参考)



③ 未利用・遊休資産の利活用方針

本市が保有している土地や建物の未利用資産及び遊休資産は、民間企業の利活用について有望な利活用の方向性を検討したうえで、売却や貸付を促し、その収益を公共施設等の更新・運営に係る財源に充当していきます。

(3) 広域連携に関する基本方針

① 一部事務組合による既存の広域連携の取組み

本市では、公共建築物について、神栖市など近隣自治体と構成する一部事務組合が保有する施設（廃棄物処理場、消防署、公設鹿島地方卸売市場）があり、広域的な連携の取組みを実施しています。

② サービス向上と経費節約につながる連携の可能性検討

公共建築物を主として、近隣自治体と施設を共同で利用し合うことで、相互に財政負担の圧縮と市民のサービス補完を図ります。行政サービス向上と経費節約につながる広域連携の可能性を掘り起します。

第4章 計画の推進に向けて

1 全庁的に連携した取組み体制の確立

本市が、これからの30年先を見据えた公共施設等の適切な管理を進め、安心・安全で持続的な施設サービスの提供を目指すには、各所管が連携し、全庁的に総合的かつ計画的な管理に取り組む仕組みが必要です。公共施設等の適切な管理を推進していくため、横断的な庁内連絡会や検討組織を設置し、関係課で連携した取組み体制を構築していきます。安定かつ円滑な取組み体制を確立するため、資産管理や財産活用に専任する部門と人材の配置を視野に入れます。

2 公共施設等の情報一元管理と総合管理への活用

公共施設等の情報を的確に把握し、改修・更新コストの大幅な増加を抑制するためには、全庁的に情報を一元管理する必要があります。公共施設等の統合データベースを構築し、総合的な管理を可能とする3つの視点から、品質、供給、財務の情報を登録します。毎年、各施設における増築や除却等に伴う増減変更、補修や大規模改修等に伴う工事履歴について最新情報に更新することで、地区や経過年数等の絞り込み検索や補修・更新等の優先順位の見直しに活用していきます。

3 管理の行動計画の具体化と目標設定及び改定

本計画で示した基本的な管理の考え方をもとに、メンテナンスサイクルを確立するために、各所管が日常的に取り組む行動計画を策定します。また、公共施設等の総量削減や長寿命化の推進にあたっては、複数の条件でシミュレーションを行ったうえで継続的な取り組みの目安となるように、投資的経費に充てる年度予算の目安や人口に見合う適正な延床面積の総量等の目標設定を行います。なお、各所管による管理の行動計画は、今後の人口や財源の推移と管理の進捗状況を踏まえ、公共施設等のライフサイクルを考慮して定期的に見直すこととします。

4 今後の個別施設計画の策定と横断的な取組み

本計画では、総務省の指針に準拠して公共施設等の総量把握と、その管理に対する現状の課題認識を整理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定しました。今後、各所管による個別施設計画として、継続利用する施設を保全するための長寿命化計画、人口や利用状況に即して施設の再配置や集約・複合化の再編を行うための利活用方策、広域連携による施設の有効利用と経費節約の可能性調査等を策定していきます。これらの個別施設計画を順次充実させながら、公共施設等の適切な管理の取り組みを各所管課において横断的に推進していきます。

追録

- 平成 30 年 8 月 P. 34 8～12 行目を追加
- 令和 4 年 3 月 P. 21 全行を追加
P. 36 4～6 行目を追加

鹿嶋市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 12 月

平成 30 年 8 月一部改訂

令和 4 年 3 月一部改訂

鹿嶋市政策企画部財政課

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL:0299-82-2911 (代表)

<https://www.city.kashima.ibaraki.jp/>